

一 般 土 木 編

4 出來形管理

出来形管理

(1) 出来形管理基準

この出来形管理基準は、土木工事施工管理基準(5)の(ウ)に規定する出来形管理の基準を定めたものである。

(2) 出来形管理

出来形管理資料として、提出すべき書類は以下のとおりである。

- (ア)品質・出来形管理総括表、品質・出来形管理成果総括表
・既済部分・中間検査時に提示、工事完成時に提出

(イ)出来形管理図表

- ・施工中は提示、工事完成時に提出

<測定点が10点未満の場合>

- ①出来形管理図表、工程能力図
・作成不要（提示及び提出不要）
②測定成果一覧表、度数表（ヒストグラム）
・作成する
・施工中は「提示」、工事完成時に「提出」

<測定点が10点以上の場合>

- ①出来形管理図表
・作成する
・施工中は「提示」、工事完成時に「提出」
②測定成果一覧表、工程能力図、度数表（ヒストグラム）
・作成する
・施工中は「提示」、工事完成時は「提出不要」

(3) 出来形管理の方法

出来形管理の方法は下記のとおり分類される。

(ア)出来形管理展開図

- ・設計数量が面積または延長で示されているものの管理に適している。
- ・面積表示の代表的な工種はコンクリートブロック積（張）、土羽工等である。
- ・延長表示は出来形に該当する工種が多いが、出来形と同一図面に記入する。延長表示の代表的な工種は、側溝、縁石、コンクリート擁壁工等である。

(イ)設計図利用出来形管理図

- ・平面、断面、側面等複雑な構造の工種に適している。
- ・代表的な工種としては、橋梁上部工、函渠工、舗装、水門等の構造物である。

(ウ)出来形管理図表

- ・標準断面図及び設計値、実測値等を一覧表について示した管理図表である。
- ・特殊な工種を除き当管理図で管理される。

出来形管理

編、章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1編 共通編					
第2章土工					
第3節河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1 挖削工			IV - 1
		2 挖削工(面管理の場合)			IV - 1
		3 挖削工(水中部)(面管理の場合)			IV - 2
	1-2-3-3	1 盛土工			IV - 2
		2 盛土工(面管理の場合)			IV - 3
	1-2-3-4	盛土補強工	補強土(テールアルム)壁工法		IV - 3
			多数アンカーワーク補強工法		IV - 3
			ジョイエスタイルを用いた補強土工法		IV - 3
	1-2-3-5	法面整形工	盛土部		IV - 4
	1-2-3-6	堤防天端工			IV - 4
第4節道路土工	1-2-4-2	1 挖削工			IV - 5
		2 挖削工(面管理の場合)			IV - 5
	1-2-4-3	1 路体盛土工			IV - 6
		2 路体盛土工(面管理の場合)			IV - 6
	1-2-4-4	1 路床盛土工			IV - 6
		2 路床盛土工(面管理の場合)			IV - 6
	1-2-4-5	法面整形工	盛土部		IV - 7
第3章無筋、鉄筋コンクリート					
第7節鉄筋工	1-3-7-4	組立て			IV - 7
第3編 土木工事共通編					
第2章一般施工					
第3節共通の工種	3-2-3-4	矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		IV - 8
			軽量鋼矢板		IV - 8
			コンクリート矢板		IV - 8
			広幅鋼矢板		IV - 8
			可とう鋼矢板		IV - 8
	3-2-3-5	縁石工	縁石・アスカーフ*		IV - 8
	3-2-3-6	小型標識工			IV - 8
	3-2-3-7	防止柵工	立入防止柵		IV - 9
			転落(横断)防止柵		IV - 9
			車止めボスト		IV - 9
	3-2-3-8	1 路側防護柵工	ガードレール		IV - 9
		2 路側防護柵工	ガードケーブル		IV - 10
	3-2-3-9	区画線工			IV - 10
	3-2-3-10	道路付属物工	視線誘導標		IV - 10
			距離標		IV - 10
	3-2-3-11	コンクリート面塗装工			IV - 10
	3-2-3-12	1 プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		IV - 11
		2 プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ桁		IV - 11
	3-2-3-13	ボルト式テンション桁製作工			IV - 12
	3-2-3-14	1 プレキャストセグメント主桁組立工			IV - 12
		2 プレキャストセグメント主桁組立工			IV - 12
	3-2-3-15	PCホースラブ製作工			IV - 13
	3-2-3-16	1 PC箱桁製作工			IV - 14
		2 PC押出し箱桁製作工			IV - 15
	3-2-3-17	根固めブロック工			IV - 16
	3-2-3-18	沈床工			IV - 16
	3-2-3-19	捨石工			IV - 17
	3-2-3-22	階段工			IV - 17
	3-2-3-24	1 伸縮装置工	ゴムジョイント		IV - 17
		2 伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		IV - 18
		3 伸縮装置工	埋設型ジョイント		IV - 18
	3-2-3-26	1 多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		IV - 18
		2 多自然型護岸工	かごマット		IV - 19
	3-2-3-27	1 羽口工	じやかご		IV - 19
		2 羽口工	ふとんかご、かご枠		IV - 19
	3-2-3-28	プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		IV - 20
			プレキャストパブリック工		IV - 20
	3-2-3-29	1 側溝工	プレキャストU型側溝		IV - 20
			L型側溝工		IV - 20
			自由勾配側溝		IV - 20
			管渠		IV - 20
	3-2-3-29	2 側溝工	場所打水路工		IV - 20
		3 側溝工	暗渠工		IV - 21
	3-2-3-30	集水樹工			IV - 21
	3-2-3-31	現場塗装工			IV - 22
第4節基礎工	3-2-4-1	一般事項	切込砂利		IV - 22
			碎石基礎工		IV - 22
			割ぐり石基礎工		IV - 22
			均しコンクリート		IV - 22
	3-2-4-3	1 基礎工(護岸)	現場打		IV - 22
		2 基礎工(護岸)	プレキャスト		IV - 23
	3-2-4-4	1 既製杭工	既製コンクリート杭		IV - 23
			鋼管杭		IV - 23
			H鋼杭		IV - 23
	3-2-4-5	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		IV - 23
	3-2-4-5	場所打杭工			IV - 24

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節石・ブロック積(張)工	3-2-4-6		深礎工			IV - 24
	3-2-4-7		オープキンゲーソン基礎工			IV - 25
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			IV - 25
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			IV - 25
第5節石・ブロック積(張)工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		IV - 26
				コンクリートブロック張り		IV - 26
		2	コンクリートブロック工	連筋ブロック張り		IV - 26
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		IV - 27
	3-2-5-4		緑化ブロック工			IV - 27
第6節一般舗装工	3-2-6-5	4	橋面防水工(シート系床版防水層)			IV - 28
	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		IV - 28
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		IV - 29
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 30
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		IV - 31
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 32
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		IV - 33
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 34
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		IV - 35
		9	アスファルト舗装工	基層工		IV - 36
		10	アスファルト舗装工	基層工(面管理の場合)		IV - 37
		11	アスファルト舗装工	表層工		IV - 38
		12	アスファルト舗装工	表層工(面管理の場合)		IV - 39
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		IV - 40
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		IV - 40
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 41
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		IV - 41
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 42
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		IV - 42
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 43
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		IV - 43
		9	半たわみ性舗装工	基層工		IV - 44
		10	半たわみ性舗装工	基層工(面管理の場合)		IV - 44
		11	半たわみ性舗装工	表層工		IV - 45
		12	半たわみ性舗装工	表層工(面管理の場合)		IV - 46
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		IV - 47
		2	排水性舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		IV - 48
		3	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 49
		4	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		IV - 49
		5	排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 50
		6	排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		IV - 50
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 51
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		IV - 51
		9	排水性舗装工	基層工		IV - 52
		10	排水性舗装工	基層工(面管理の場合)		IV - 52
		11	排水性舗装工	表層工		IV - 53
		12	排水性舗装工	表層工(面管理の場合)		IV - 54
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		IV - 55
		2	透水性舗装工	路盤工(面管理の場合)		IV - 55
		3	透水性舗装工	表層工		IV - 56
		4	透水性舗装工	表層工(面管理の場合)		IV - 56
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 57
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		IV - 57
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		IV - 58
		4	グースアスファルト舗装工	基層工(面管理の場合)		IV - 58
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		IV - 59
		6	グースアスファルト舗装工	表層工(面管理の場合)		IV - 59
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		IV - 60
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		IV - 60
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		IV - 61
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工(面管理の場合)		IV - 61
		5	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工		IV - 62
		6	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工(面管理の場合)		IV - 62
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		IV - 63
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層(面管理の場合)		IV - 63
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		IV - 64
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工(面管理の場合)		IV - 65
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(下層路盤工)		IV - 65
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(面管理の場合)		IV - 66
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)		IV - 66
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		IV - 67
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		IV - 67
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)(面管理の場合)		IV - 68
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		IV - 68
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)(面管理の場合)		IV - 69
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		IV - 70
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(面管理の場合)		IV - 71

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節舗装工	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		IV - 71
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 72
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 72
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 73
		5	薄層カラー舗装工	基層工		IV - 73
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		IV - 74
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 74
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 75
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 75
		5	ブロック舗装工	基層工		IV - 76
	3-2-6-15	1	路面切削工			IV - 77
		2	路面切削工	(面管理の場合)		IV - 77
	3-2-6-16		舗装打換え工			IV - 77
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			IV - 78
		2	オーバーレイ工	(面管理の場合)		IV - 78
第7節地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			IV - 79
	3-2-7-3		置換工			IV - 79
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		IV - 80
		2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)		IV - 80
	3-2-7-5		パイロット工			IV - 81
	3-2-7-6		サンドマット工			IV - 81
	3-2-7-7		バーチカルトレーン工	サンドトレーン工		IV - 81
				ペーパートレーン工		IV - 81
				袋詰式サンドトレーン工		IV - 81
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイロット工		IV - 81
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工		IV - 82
				高压噴射攪拌工		IV - 82
				スラリー攪拌工		IV - 82
				生石灰パイロット工		IV - 82
		2	固結工	スラリー攪拌工 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)による管理の場合」		IV - 82
	3	固結工	中層混合処理			IV - 83
第10節仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		IV - 83
		2	土留・仮締切工	鋼矢板		IV - 83
		3	土留・仮締切工	アンカー工		IV - 83
		4	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		IV - 83
		5	土留・仮締切工	締切盛土		IV - 84
	3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			IV - 84
	3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			IV - 84
	3-2-10-22		法面吹付工	3-2-14-3吹付工		IV - 100
第11節軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工		IV - 6
第12節工場製作工(共通)	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費(金属支承工)		IV - 85
		2	一般事項	鋳造費(大型ゴム支承工)		IV - 86
		3	一般事項	仮設材製作工		IV - 87
		4	一般事項	刃口金物製作工		IV - 87
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		IV - 88
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		IV - 89
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		IV - 90
		3	桁製作工	鋼製えん堤製作工(仮組立時)		IV - 91
	3-2-12-4		検査路製作工			IV - 93
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			IV - 93
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			IV - 93
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			IV - 94
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			IV - 94
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			IV - 95
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			IV - 96
	3-2-12-11		工場塗装工			IV - 96
第13節橋梁架設工	3-2-13	架設工(鋼橋)	クレーン架設			IV - 97
			ケーブルクレーン架設			IV - 97
			ケーブルエクレクション架設			IV - 97
			架設桁架設			IV - 97
			送出し架設			IV - 97
			トラベラークレーン架設			IV - 97
		架設工(コンクリート橋)	クレーン架設			IV - 98
			架設桁架設			IV - 98
		架設工支保工	固定			IV - 98
			移動			IV - 98
		架設桁架設	片持架設			IV - 98
			押出し架設			IV - 98

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節法面工(共通)	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		IV - 98
				張芝工		IV - 98
				筋芝工		IV - 98
				市松芝工		IV - 98
				植生シート工		IV - 98
				植生マット工		IV - 98
				植生筋工		IV - 98
				人工張芝工		IV - 98
	3-2-14-3		吹付工	植生穴工		IV - 98
				植生基材吹付工		IV - 99
第15節擁壁工(共通)	3-2-14-4	1	法枠工	客土吹付工		IV - 99
				コンクリート		IV - 100
	3-2-14-5	2	法枠工	モルタル		IV - 100
				現場打法枠工		IV - 101
				現場吹付法枠工		IV - 101
	3-2-14-6		アングラー工	プレキャスト法枠工		IV - 101
第16節浚渫工(共通)	3-2-15-1		一般事項		IV - 102	
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工		IV - 103	
第17節床版工	3-2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		IV - 103
				多数アンカー式補強土工法		IV - 103
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		IV - 103
第18節床版工	3-2-16-3		井桁ブロック工			IV - 104
				ポンプ浚渫船		IV - 104
				グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		IV - 105
	3-2-18-2		床版工	バックホウ浚渫船(面管理の場合)		IV - 105
						IV - 106

第6編 河川編

第1章築堤・護岸						
第3節計量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	IV - 80
	6-1-4-3		バイルネット工		3-2-7-5バイルネット工	IV - 81
	6-1-4-4		バーチカルレーン工		3-2-7-7バーチカルレーン工	IV - 81
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	IV - 81
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82
	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
第7節法覆護岸工	6-1-7-4		護岸付属物工			IV - 106
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	IV - 27
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
	6-1-7-7		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101
	6-1-7-9	多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19
			巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19
			かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19
			吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100
第8節擁壁護岸工	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	IV - 4
	6-1-7-13	羽口工	じやかご		3-2-3-27羽口工	IV - 19
			ふとんかご		3-2-3-27羽口工	IV - 19
			かご枠		3-2-3-27羽口工	IV - 19
			連節ブロック張り		3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	IV - 27
第9節根固め工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	IV - 103
第10節水制工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	IV - 16
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17
	6-1-9-7	かご工	じやかご		3-2-3-27羽口工	IV - 19
			ふとんかご		3-2-3-27羽口工	IV - 19
第11節付帯道路工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	IV - 16
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17
	6-1-10-5	かご工	じやかご		3-2-3-27羽口工	IV - 19
			ふとんかご		3-2-3-27羽口工	IV - 19
第12節付帯道路施設工	6-1-10-8		杭出し水制工			IV - 107
	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60
	6-1-11-7		薄層カラーブラック工		3-2-6-13薄層カラーブラック工	IV - 71
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	IV - 74
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	6-1-11-10		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	IV - 8
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10
第13節光ケーブル配管工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8
第14節光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			IV - 107
	6-1-13-4		ハンドホール工			IV - 107

出来形管理

編、章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章浚渫(川)					
第2節浚渫工(ボンブ)浚渫船	6-2-3-2	浚渫船運転工(民船・官船)		3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104
第3節浚渫工(グラフ)浚渫船	6-2-4-2	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104
第4節浚渫工(パックホウ)浚渫船	6-2-5-2	1 浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104
		2 浚渫船運転工(面管理の場合)		3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104
第3章樋門・樋管					
第3節軽量盛土工	6-3-3-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節地盤改良工	6-3-4-2	固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82
第5節樋門・樋管本体工	6-3-5-3	既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	6-3-5-4	場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	6-3-5-5	矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	6-3-5-6	1 函渠工	本体工		IV - 108
		2 函渠工	ヒューム管		IV - 108
			PC管		IV - 108
			コルゲートパイプ		IV - 108
			タワタイル鉄管		IV - 108
			PC函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	IV - 20
	6-3-5-7	翼壁工			IV - 109
	6-3-5-8	水叩工			IV - 109
第6節護床工	6-3-6-3	根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16
	6-3-6-5	沈床工		3-2-3-18沈床工	IV - 16
	6-3-6-6	捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17
	6-3-6-7	かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
第7節水路工	6-3-7-3	側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	6-3-7-4	集水樹工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21
	6-3-7-5	暗渠工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21
	6-3-7-6	樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	IV - 20
第8節付属物設置工	6-3-8-3	防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
	6-3-8-7	階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17
第4章水門					
第3節工場製作工	6-4-3-3	桁製作工		3-2-12-3桁製作工	IV - 88
第3節工場製作工	6-4-3-4	鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	IV - 93
	6-4-3-5	落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	IV - 93
	6-4-3-6	鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	IV - 96
	6-4-3-7	橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	IV - 94
	6-4-3-9	仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	IV - 87
	6-4-3-10	工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96
第5節軽量盛土工	6-4-5-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第6節水門本体工	6-4-6-4	既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	6-4-6-5	場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	6-4-6-6	矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	6-4-6-7	床版工			IV - 109
	6-4-6-8	堰柱工			IV - 109
	6-4-6-9	門柱工			IV - 109
	6-4-6-10	ゲート操作台工			IV - 109
	6-4-6-11	胸壁工			IV - 109
	6-4-6-12	翼壁工		6-3-5-7翼壁工	IV - 109
	6-4-6-13	水叩工		6-3-5-8水叩工	IV - 109
第7節護床工	6-4-7-3	根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16
	6-4-7-5	沈床工		3-2-3-18沈床工	IV - 16
	6-4-7-6	捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17
	6-4-7-7	かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
第8節付属物設置工	6-4-8-3	防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
	6-4-8-8	階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17
第9節鋼管理橋上部工	6-4-9-4	架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	6-4-9-5	架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	6-4-9-6	架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	6-4-9-7	架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	6-4-9-8	架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	6-4-9-9	架設工(トラベラーケーブン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	6-4-9-10	支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149
第10節橋梁現場塗装工	6-4-10-2	現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22
第11節床版工	6-4-11-2	床版工		3-2-18-2床版工	IV - 106
第12節橋梁付属物工(鋼管 理橋)	6-4-12-2	伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17
	6-4-12-4	地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 150
	6-4-12-5	橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 150
	6-4-12-6	橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 150
	6-4-12-7	検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 151
第14節コンクリート管理橋上部 工(PC橋)	6-4-14-2	プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	IV - 11
第14節コンクリート管理橋上部 工(PC橋)	6-4-14-3	ボルトテンション桁製作工		3-2-3-13ボルトテンション桁製作工	IV - 12
	6-4-14-4	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	IV - 11
	6-4-14-5	プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	IV - 12
	6-4-14-6	支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149
	6-4-14-7	架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98
	6-4-14-8	架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98
	6-4-14-9	床版・横組工		3-2-18-2床版工	IV - 106
	6-4-14-10	落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節コンクリート管理橋上部工(PCホースラブ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150
	6-4-15-5		PCホースラブ製作工		3-2-3-15PCホースラブ製作工	IV - 13
第16節橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 150
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 150
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 150
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 151
	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	IV - 40
第18節舗装工	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	IV - 47
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	IV - 55
	6-4-18-9		グーアスファルト舗装工		3-2-6-11グーアスファルト舗装工	IV - 57
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60
	6-4-18-11		薄層ガーラー舗装工		3-2-6-13薄層ガーラー舗装工	IV - 71
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	IV - 74
第5章堰						
第3節工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	IV - 87
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	IV - 88
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	IV - 93
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	IV - 93
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	IV - 93
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	IV - 96
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	IV - 95
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	IV - 94
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	IV - 94
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-11仮設材製作工	IV - 87
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96
	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第6節可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	6-5-6-5		オープングーソン基礎工		3-2-4-7オープングーソン基礎工	IV - 25
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	IV - 109
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	IV - 109
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	IV - 109
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	IV - 109
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	IV - 109
	6-5-6-13		閘門工			IV - 109
	6-5-6-14		土砂吐工			IV - 109
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
第7節固定堰本体工	6-5-7-5		オープングーソン基礎工		3-2-4-7オープングーソン基礎工	IV - 25
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	6-5-7-8		堰本体工			IV - 110
	6-5-7-9		水叩工			IV - 110
	6-5-7-10		土砂吐工			IV - 110
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	6-5-8-3		魚道本体工			IV - 110
	6-5-9-2		管理橋橋台工			IV - 111
	6-5-10-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
第10節鋼管理橋上部工	6-5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	6-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	6-5-10-7		架設工(架設桟架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	6-5-10-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	6-5-10-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149
	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22
	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	IV - 106
第13節橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 150
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 150
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 150
第15節コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 151
	6-5-15-2		プレテジョン桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテジョン桁製作工(購入工)	IV - 11
	6-5-15-3		ボストンション桁製作工		3-2-3-13ボストンション桁製作工	IV - 12
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	IV - 12
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	IV - 12
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149
	6-5-15-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98
	6-5-15-8		架設工(架設桟架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	IV - 106
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150
第16節コンクリート管理橋上部工(PCホースラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150
	6-5-16-5		PCホースラブ製作工		3-2-3-15PCホースラブ製作工	IV - 13

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第17節コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	IV - 14
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150
第18節橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 150
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 150
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 150
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 151
	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
第20節付属物設置工	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17
第6章排水機場						
第3節軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	6-6-4-6		本体工			IV - 112
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			IV - 112
第5節沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	6-6-5-7		コンクリート床版工			IV - 113
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16
第6節吐出水槽工	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20
	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	IV - 113
第7章床止め・床固め						
第3節軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		IV - 113
				植石張り	3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
第5節床固め工	6-7-4-8		水叩工	水叩工		IV - 114
				巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16
	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	IV - 113
第6節山留擁壁工	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	IV - 113
	6-7-5-6		側壁工			IV - 114
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	IV - 114
	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22
第8章河川維持						
第7節路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	IV - 4
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28
第8節付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
第9節付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10
第10節光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	IV - 107
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	IV - 107
第12節植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	IV - 98
第9章河川修繕						
第3節軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	IV - 4
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
第5節側帯工	6-9-5-2		縁切り工	じやかご工	3-2-3-27羽口工	IV - 19
				連筋ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連筋ブロック張り)	IV - 27
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
第6節堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
第7節管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	IV - 77
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	IV - 77
	6-9-7-6		オバーレイ工		3-2-6-17オバーレイ工	IV - 78
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	IV - 20
	6-9-7-8		道路付属物工	集水樹工	3-2-3-30集水樹工	IV - 21
第8節現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	IV - 8
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22
					3-2-3-11コンクリート面塗装工	IV - 10

出来形管理

編、章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7編 河川海岸編					
第1章堤防・護岸					
第3節軽量盛土工	7-1-3-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	
第4節地盤改良工	7-1-4-2	表層安定処理工	3-2-7-4表層安定処理工	IV - 80	
	7-1-4-3	パイロネット工	3-2-7-5パイロネット工	IV - 81	
	7-1-4-4	バーチカル・レーン工	3-2-7-6バーチカル・レーン工	IV - 81	
	7-1-4-5	締固め改良工	3-2-7-7締固め改良工	IV - 81	
	7-1-4-6	固結工	3-2-7-8固結工	IV - 82	
第5節護岸基礎工	7-1-5-4	捨石工	3-2-3-19捨石工	IV - 17	
	7-1-5-5	場所打コンクリート工		IV - 114	
	7-1-5-6	海岸コンクリートブロック工		IV - 115	
	7-1-5-7	笠コンクリート工	3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22	
	7-1-5-8	基礎工	3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22	
	7-1-5-9	矢板工	3-2-3-4矢板工	IV - 8	
第6節護岸工	7-1-6-3	石積(張)工	3-2-5-5石積(張)工	IV - 27	
	7-1-6-4	海岸コンクリートブロック工		IV - 115	
	7-1-6-5	コンクリート被覆工		IV - 116	
第7節擁壁工	7-1-7-3	場所打擁壁工	3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	
第8節天端被覆工	7-1-8-2	コンクリート被覆工		IV - 116	
第9節波返工	7-1-9-3	波返工		IV - 116	
第10節裏法被覆工	7-1-10-2	石積(張)工	3-2-5-5石積(張)工	IV - 27	
	7-1-10-3	コンクリートブロック工	3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26	
	7-1-10-4	コンクリート被覆工	7-1-6-5コンクリート被覆工	IV - 116	
	7-1-10-5	法枠工	3-2-14-4法枠工	IV - 101	
第11節カルバート工	7-1-11-3	プレキャストカルバート工	3-2-3-28プレキャストカルバート工	IV - 20	
第12節排水構造物工	7-1-12-3	側溝工	3-2-3-29側溝工	IV - 20	
	7-1-12-4	集水樹工	3-2-3-30集水樹工	IV - 21	
	7-1-12-5	管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	IV - 21
			プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	IV - 21
			コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	IV - 21
			ダクタイル鉄管	3-2-3-29暗渠工	IV - 21
	7-1-12-6	場所打水路工	3-2-3-29場所打水路工	IV - 20	
第13節付属物設置工	7-1-13-3	防止柵工	3-2-3-7防止柵工	IV - 9	
	7-1-13-6	階段工	3-2-3-22階段工	IV - 17	
第14節付帯道路工	7-1-14-3	路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9	
	7-1-14-5	アスファルト舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28	
	7-1-14-6	コンクリート舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60	
	7-1-14-7	薄層ガラ舗装工	3-2-6-13薄層ガラ舗装工	IV - 71	
	7-1-14-8	側溝工	3-2-3-29側溝工	IV - 20	
	7-1-14-9	集水樹工	3-2-3-30集水樹工	IV - 21	
	7-1-14-10	縁石工	3-2-3-5縁石工	IV - 8	
第14節付帯道路工	7-1-14-11	区画線工	3-2-3-9区画線工	IV - 10	
第15節付帯道路施設工	7-1-15-3	道路付属物工	3-2-3-10道路付属物工	IV - 10	
	7-1-15-4	小型標識工	3-2-3-6小型標識工	IV - 8	
第2章突堤・人工岬					
第3節軽量盛土工	7-2-3-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	
第4節突堤基礎工	7-2-4-4	捨石工		IV - 117	
	7-2-4-5	吸出し防止工		IV - 117	
第5節突堤本体工	7-2-5-2	捨石工		IV - 118	
	7-2-5-5	海岸コンクリートブロック工		IV - 118	
	7-2-5-6	既製杭工	3-2-4-4既製杭工	IV - 23	
	7-2-5-7	詰杭工	3-2-4-4既製杭工	IV - 23	
	7-2-5-8	矢板工	3-2-3-4矢板工	IV - 8	
	7-2-5-9	石柱工		IV - 119	
	7-2-5-10	場所打コンクリート工		IV - 119	
	7-2-5-11	1 ケーン工	ケーン工製作	IV - 119	
		2 ケーン工	ケーン工据付	IV - 120	
		3 ケーン工	突堤上部工(場所打コンクリート)(海岸コンクリートブロック)	IV - 120	
	7-2-5-12	1 セルラー工	セルラー工製作	IV - 120	
		2 セルラー工	セルラー工据付	IV - 120	
		3 セルラー工	突堤上部工(場所打コンクリート)(海岸コンクリートブロック)	IV - 121	
第6節根固め工	7-2-6-2	捨石工		IV - 121	
	7-2-6-3	根固めブロック工		IV - 121	
第7節消波工	7-2-7-2	捨石工	3-2-3-19捨石工	IV - 17	
	7-2-7-3	消波ブロック工		IV - 122	
第3章海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)					
第3節海域堤基礎工	7-3-3-3	捨石工		IV - 122	
	7-3-3-4	吸出し防止工	7-2-4-5吸出し防止工	IV - 117	
第4節海域堤本体工	7-3-4-2	捨石工	3-2-3-19捨石工	IV - 17	
	7-3-4-3	海岸コンクリートブロック工	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	IV - 118	
	7-3-4-4	ケーン工	7-2-5-11ケーン工	IV - 119	
	7-3-4-5	セルラー工	7-2-5-12セルラー工	IV - 120	
	7-3-4-6	場所打コンクリート工	7-2-5-10場所打ちコンクリート工	IV - 119	
第4章浚渫(海)					
第2節浚渫工(ポンプ浚渫船)	7-4-2-2	浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104	
第3節浚渫工(グラブ船)	7-4-3-2	浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104	
第5章養浜					
第2節軽量盛土工	7-5-2-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	
第3節砂止工	7-5-3-2	根固めブロック工	7-2-6-3根固めブロック工	IV - 121	

出来形管理

編、章、節	条 枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8編 砂防編					
第1章砂防えん堤					
第3節工場製作工	8-1-3-3	鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工(鋼製堰堤製	IV - 91
	8-1-3-4	鋼製えん堤仮設材製作工			IV - 122
	8-1-3-5	工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96
第5節軽量盛土工	8-1-5-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第6節法面工	8-1-6-2	植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
	8-1-6-3	法面吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100
	8-1-6-4	法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101
	8-1-6-6	アンカーアーク		3-2-14-6アンカーアーク	IV - 102
	8-1-6-7	かご工	じやかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
第8節コンクリートえん堤工	8-1-8-4	コンクリートえん堤本体工		3-2-3-27羽口工	IV - 19
	8-1-8-5	コンクリート副えん堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	IV - 123
	8-1-8-6	コンクリート側壁工			IV - 123
	8-1-8-8	水叩工			IV - 123
第9節鋼製えん堤工	8-1-9-5	鋼製えん堤本体工	不透過型 透過型		IV - 124 IV - 125
	8-1-9-6	鋼製側壁工			IV - 127
	8-1-9-7	コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	IV - 123
	8-1-9-9	水叩工		8-1-8-8水叩工	IV - 123
	8-1-9-10	現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22
第10節護床工・根固め工	8-1-10-4	根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16
	8-1-10-6	沈床工		3-2-3-18沈床工	IV - 16
	8-1-10-7	かご工	じやかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
第11節砂防えん堤付属物 設置工	8-1-11-3	防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
第12節付帯道路工	8-1-12-3	路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
	8-1-12-5	アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28
	8-1-12-6	コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60
	8-1-12-7	薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	IV - 71
	8-1-12-8	側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	8-1-12-9	集水樹工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21
	8-1-12-10	碌石工		3-2-3-5碌石工	IV - 8
第13節付帯道路施設工	8-1-12-11	区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10
	8-1-13-3	道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10
	8-1-13-4	小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8
第2章流路					
第3節軽量盛土工	8-2-3-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節流路護岸工	8-2-4-4	基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22
	8-2-4-5	コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
第4節流路護岸工	8-2-4-6	ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
	8-2-4-7	石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
	8-2-4-8	護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	IV - 106
	8-2-4-9	植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
	8-2-5-4	床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	IV - 123
第5節床固め工	8-2-5-5	垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	IV - 123
	8-2-5-6	側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	IV - 123
	8-2-5-7	水叩工		8-1-8-8水叩工	IV - 123
	8-2-5-8	魚道工			IV - 127
	8-2-6-4	根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16
第6節根固め・水制工	8-2-6-6	捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17
	8-2-6-7	かご工	じやかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
				3-2-3-27羽口工	IV - 19
第7節流路付属物設置工		かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19
	8-2-7-2	階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17
	8-2-7-3	防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
第3章斜面対策					
第3節軽量盛土工	8-3-3-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節法面工	8-3-4-2	植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
	8-3-4-3	吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100
	8-3-4-4	法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101
	8-3-4-5	かご工	じやかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
	8-3-4-6	アンカーアーク(プレキャストコンクリート板)		3-2-14-6アンカーアーク	IV - 102
第5節擁壁工	8-3-4-7	抑止アンカーアーク		3-2-14-7アンカーアーク	IV - 102
	8-3-5-3	既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	8-3-5-4	場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	8-3-5-5	プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	IV - 103
	8-3-5-6	補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	IV - 103
	8-3-5-7	井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	IV - 104
第6節山腹水路工	8-3-5-8	落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	IV - 135
	8-3-6-3	山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20
	8-3-6-4	山腹明暗渠工			IV - 127
	8-3-6-5	山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21
第7節地下水排除工	8-3-6-6	現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20
	8-3-6-7	集水樹工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21
	8-3-7-4	集排水ボーリング工			IV - 128
	8-3-7-5	集水井工			IV - 128

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82
第8節地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
第9節抑止杭工	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	8-3-9-5		シャフト工(深基礎)		3-2-4-6深基礎工	IV - 24
	8-3-9-6		合成杭工			IV - 128

第9編 ダム編

第1章コンクリートダム						
第4節ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		IV - 129
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		IV - 130
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		IV - 131
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		IV - 132
第2章フィルダム						
第4節盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			IV - 133
	9-2-4-6		フィルターの盛立			IV - 133
	9-2-4-7		ロックの盛立			IV - 133
	9-2		フィルダム(洪水吐)			IV - 133
第3章基礎グラウチング						
第3節ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			IV - 134

第10編 道路編

第1章道路改良						
第3節工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		IV - 134
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	IV - 96
第4節地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	IV - 79
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	IV - 79
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	IV - 81
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	IV - 81
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	IV - 81
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82
第5節法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101
	10-1-5-6		アーカー工		3-2-14-6アーカー工	IV - 102
	10-1-5-7		かご工	じやかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
第6節軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第7節擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	IV - 103
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	3-2-15-3補強土壁工	IV - 103
				多数アンカーワーク法	3-2-15-3補強土壁工	IV - 103
				シオテキスタイルを用いた補強土	3-2-15-3補強土壁工	IV - 103
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	IV - 104
第8節石・ブロック積(張)工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
	10-1-8-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
第9節カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	10-1-9-6		場所打函渠工			IV - 134
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	IV - 20
第10節排水構造物工(小型水路工)	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	10-1-10-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20
	10-1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	IV - 20
第11節落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			IV - 134
	10-1-11-5		落石防護柵工			IV - 135
第11節落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			IV - 135
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			IV - 136
第12節遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			IV - 136
	10-1-12-5		遮音壁本体工			IV - 136
第2章舗装						
第3節地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	IV - 79
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	IV - 79
第4節舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	IV - 40
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	IV - 47
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	IV - 55
	10-2-4-9		グーアスファルト舗装工		3-2-6-11グーアスファルト舗装工	IV - 57
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60
	10-2-4-11		薄層カラ-舗装工		3-2-6-13薄層カラ-舗装工	IV - 71
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	IV - 74
	10-2-4		歩道路盤工			IV - 137
	10-2-4		取合舗装路盤工			IV - 137
	10-2-4		路肩舗装路盤工			IV - 137
	10-2-4		歩道舗装工			IV - 137
	10-2-4		取合舗装工			IV - 137

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	10-2-4		路肩舗装工			IV - 137
	10-2-4		表層工			IV - 137
第5節排水構造物工(路面排水工)	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	10-2-5-5		集水桿(街渠桿)・マンホール工		3-2-3-30集水桿工	IV - 21
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20
	10-2-5-8		排水工(小段排水・継排水)		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			IV - 138
第6節縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	IV - 8
第7節踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工 ラバーシューバー アンカーボルト		IV - 138 IV - 138 IV - 138
第8節防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
	10-2-8-5		ボックスピーム工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
	10-2-8-6		車止めボア工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
第9節標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		IV - 138
		2	大型標識工	標識柱工		IV - 138
第10節区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10
第12節道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			IV - 139
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		IV - 139
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		IV - 139
第13節橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17
第3章橋梁下部						
第3節工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	IV - 87
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			IV - 140
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	IV - 94
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96
第5節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第6節橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	IV - 24
	10-3-6-6		オーブンケーソン基礎工		3-2-4-7オーブンケーソン基礎工	IV - 25
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25
	10-3-6-8		橋台軸体工			IV - 141
第7節RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	IV - 24
	10-3-7-6		オーブンケーソン基礎工		3-2-4-7オーブンケーソン基礎工	IV - 25
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	IV - 25
	10-3-7-9	1	橋脚軸体工	張出式 重力式 半重力式		IV - 143 IV - 143 IV - 143
		2	橋脚軸体工	ラーメン式		IV - 145
第8節鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	IV - 24
	10-3-8-6		オーブンケーソン基礎工		3-2-4-7オーブンケーソン基礎工	IV - 25
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	IV - 25
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		IV - 147
		2	橋脚フーチング工	門型		IV - 147
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		IV - 147
		2	橋脚架設工	門型		IV - 148
	10-3-8-11		現場継手工			IV - 148
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22
第9節護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
第10節矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
第11節法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	IV - 106
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	IV - 27
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
	10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	IV - 4
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご ふとんかご かご枠 連節ブロック張り	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工 3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	IV - 19 IV - 19 IV - 19 IV - 27

出来形管理

編.章.節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	IV - 103
第4章鋼橋上部						
第3節工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	IV - 88
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	IV - 93
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	IV - 93
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	IV - 93
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	IV - 96
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	IV - 94
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			IV - 148
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	IV - 88
	10-4-3-12		アーチフレーム製作工		3-2-12-8アーチフレーム製作工	IV - 94
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96
	10-4-5-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	10-4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	10-4-5-6		架設工(ケーブルエレガント架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
第5節鋼橋架設工	10-4-5-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	10-4-5-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	10-4-5-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		IV - 149
		2	支承工	ゴム支承		IV - 149
第6節橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22
第7節床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	IV - 106
第8節橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17
	10-4-8-3		落橋防止装置工			IV - 150
	10-4-8-5		地覆工			IV - 150
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			IV - 150
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			IV - 150
	10-4-8-8		検査路工			IV - 151
第9節歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	10-4-9-5	橋脚フーチング工	I型		10-3-8-9橋脚フーチング工	IV - 147
			T型		10-3-8-9橋脚フーチング工	IV - 147
	10-4-9-6		歩道橋(側道橋)架設工		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22
第5章コンクリート橋上部						
第3節工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	IV - 95
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	IV - 94
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	IV - 93
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	IV - 93
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96
第5節PC橋工	10-5-5-2	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	IV - 11
			スラブ橋		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	IV - 11
	10-5-5-3	ボルテンション桁製作工			3-2-3-13ボルテンション桁製作工	IV - 12
	10-5-5-4	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)			3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	IV - 12
	10-5-5-5	プレキャストセグメント主桁組立工			3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	IV - 12
	10-5-5-6	支承工			10-4-5-10支承工	IV - 149
	10-5-5-7	架設工(クレーン架設)			3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98
	10-5-5-8	架設工(架設桁架設)			3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98
	10-5-5-9	床版・横組工			3-2-18-2床版工	IV - 106
第5節PC橋工	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150
第6節プレビーム桁橋工	10-5-6-2	プレビーム桁製作工	現場			IV - 151
	10-5-6-3	支承工			10-4-5-10支承工	IV - 149
	10-5-6-4	架設工(クレーン架設)			3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	10-5-6-5	架設工(架設桁架設)			3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	10-5-6-6	床版・横組工			3-2-18-2床版工	IV - 106
	10-5-6-9	落橋防止装置工			10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150
第7節PCホースラブ橋工	10-5-7-3	支承工			10-4-5-10支承工	IV - 149
	10-5-7-4	PCホースラブ製作工			3-2-3-15PCホースラブ製作工	IV - 13
	10-5-7-5	落橋防止装置工			10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150
第8節RCホースラブ橋工	10-5-8-3	支承工			10-4-5-10支承工	IV - 149
	10-5-8-4	RC場所打ホースラブ製作工			3-2-3-15PCホースラブ製作工	IV - 13
	10-5-8-5	落橋防止装置工			10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150
第9節PC版桁橋工	10-5-9-2	PC版桁製作工			3-2-3-15PCホースラブ製作工	IV - 13
第10節PC箱桁橋工	10-5-10-3	支承工			10-4-5-10支承工	IV - 149
	10-5-10-4	PC箱桁製作工			3-2-3-16PC箱桁製作工	IV - 14
	10-5-10-5	落橋防止装置工			10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150
第11節PC片持箱桁橋工	10-5-11-2	PC片持箱桁製作工			3-2-3-16PC箱桁製作工	IV - 14
	10-5-11-3	支承工			10-4-5-10支承工	IV - 149
	10-5-11-4	架設工(片持架設)			3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98
第12節PC押出し箱桁橋工	10-5-12-2	PC押出し箱桁製作工			3-2-3-16PC押出し箱桁製作工	IV - 15
	10-5-12-3	架設工(押出し架設)			3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98
第13節橋梁付属物工	10-5-13-2	伸縮装置工			3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17
	10-5-13-4	地覆工			10-4-8-5地覆工	IV - 150
	10-5-13-5	橋梁用防護柵工			10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 150
	10-5-13-6	橋梁用高欄工			10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 150
	10-5-13-7	検査路工			10-4-8-8検査路工	IV - 151
第6章トンネル(NATM)						
第4節支保工	10-6-4-3	吹付工				IV - 151
	10-6-4-4	ロックボルト工				IV - 151

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			IV - 152
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	IV - 152
	10-6-5-5		床版コンクリート工			IV - 153
第6節インパート工	10-6-6-4		インパート本体工			IV - 153
第7節坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21
第8節坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			IV - 153
第8節坑門工	10-6-8-5		明り巻工			IV - 154
第11章共同溝						
第3節工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96
第6節現場打構築工	10-11-6-2		現場打軸体工			IV - 154
	10-11-6-4		カバー継手工			IV - 155
	10-11-6-5	1	防水工	防水		IV - 155
		2	防水工	防水保護工		IV - 155
		3	防水工	防水壁		IV - 155
第7節プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト軸体工			IV - 156
第12章電線共同溝						
第5節電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		IV - 156
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		IV - 156
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打軸体工	IV - 154
第6節付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			IV - 157
第13章情報ボックス工						
第3節情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工(管路部)	IV - 156
第4節付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	IV - 157
第14章道路維持						
第4節舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	IV - 77
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	IV - 77
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			IV - 158
		2	切削オーバーレイ工	面管理の場合		IV - 158
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	IV - 78
	10-14-4-7		路上再生工			IV - 159
	10-14-4-8		薄層カーボン工		3-2-6-13薄層カーボン工	IV - 71
第6節排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	10-14-5-5		集水桿・マンホール工		3-2-3-30集水桿工	IV - 21
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
第6節防護柵工	10-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
	10-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
	10-14-6-5		ボックスピーム工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
	10-14-6-6		車止めボルト工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
第7節標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	IV - 138
第8節道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	IV - 139
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	IV - 139
第9節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第10節擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	IV - 103
第11節石・ブロック積(張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
第12節カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	IV - 134
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	IV - 20
第13節法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101
	10-14-13-6		アカーワーク		3-2-14-6アカーワーク	IV - 102
	10-14-13-7		かご工	じやかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	IV - 19 IV - 19
第15節橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 150
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 150
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 150
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 151
第17節現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	IV - 10
第16章道路修繕						
第3節工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			IV - 160
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	IV - 93
第5節舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	IV - 77
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	IV - 77
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	IV - 158
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	IV - 78
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	IV - 159
	10-16-5-8		薄層カーボン工		3-2-6-13薄層カーボン工	IV - 71
第6節排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	10-16-6-5		集水桿・マンホール工		3-2-3-30集水桿工	IV - 21
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	IV - 20

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	IV - 8
第8節防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
	10-16-8-5		ボックスピーム工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
	10-16-8-6		車止めボルト工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
第9節標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	IV - 138
第10節区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10
第12節道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10
第12節道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	IV - 139
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	IV - 139
第13節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第14節擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	IV - 103
第15節石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
第16節カルバート工	10-16-16-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
	10-16-16-5		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	IV - 134
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	IV - 20
第17節法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	IV - 102
	10-16-17-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	IV - 19 IV - 19
第18節落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	IV - 134
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	IV - 135
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	IV - 135
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	IV - 135
第20節鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	IV - 157
第21節橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149
	10-16-21-4		PC橋支承工		10-4-5-10支承工	IV - 149
第22節橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 150
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 150
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 150
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 150
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 151
第25節現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	IV - 10

出来形管理基準及び規格値

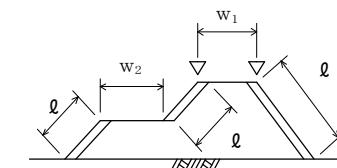
単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	
						法長ℓ	ℓ < 5m	-200			
							ℓ ≥ 5m	法長 -4%			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることの場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2
					平場	標高較差	±50	±150			
					法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160			
					法面 (軟岩 I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。	1-2-3-2		
						平場	標高較差		±50	±300			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差		±70	±300			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽		-50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	1-2-3-3		
						法長ℓ	ℓ < 5m	-100					
							ℓ ≥ 5m	法長 - 2%					
						幅 w ₁ , w ₂		-100					



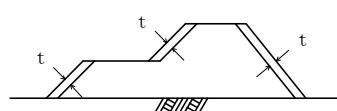
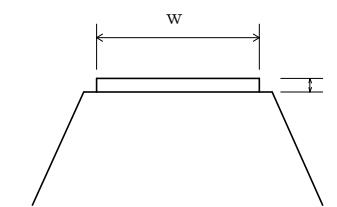
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)		平均値 標高較差	個々の計測値 -50 -150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わるのは、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽ 厚さ t 控え長さ	-50 -50 設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所, 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所, 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm t ≥ 15cm	-25 -50	幅w	-100	幅は、施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所, 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所, 200m以下は2ヶ所, 中央で測定。		1-2-3-6

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	
						法長ℓ	ℓ < 5m	-200			
							ℓ ≥ 5m	法長 -4%			
						幅 w	-100				
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わるのは、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2
						平場	標高較差	±50			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70			
						法面 (軟岩 I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70			
								±330			

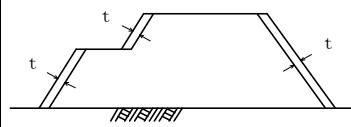
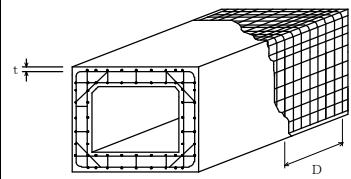
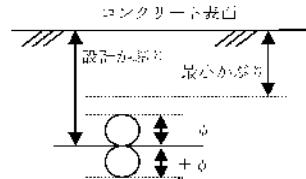
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	
					法長ℓ	ℓ < 5m	-100				
						ℓ ≥ 5m	法長-2%				
					幅 w ₁ , w ₂	-100					
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-4-2
					天端	標高較差	±50				
					法面 (小段含む)	標高較差	±80				

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、 鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n - 1}$ D : n本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径	  ※かぶりとは、鉄筋の元外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1-3-7-4

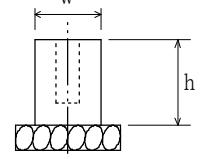
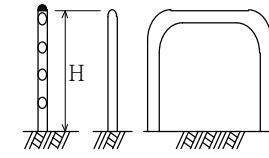
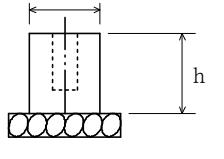
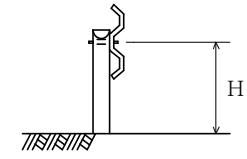
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽ 根入長 変位 ℓ	±50 設計値以上 100	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m又は50m以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長L	-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さH 基礎 幅w (D) 高さh 根入れ長	設計値以上 -30 -30 設計値以上	1ヶ所／1基 基礎1基毎		3-2-3-6

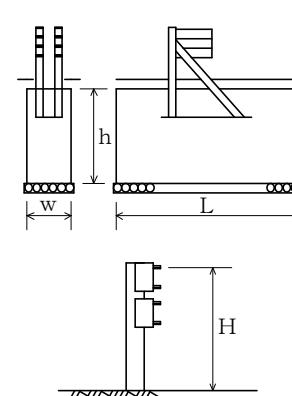
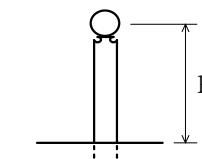
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅w 高さh	-30 -30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	3-2-3-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w 高さh	-30 -30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	3-2-3-8

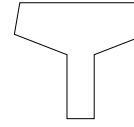
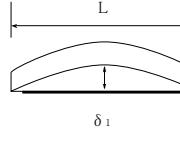
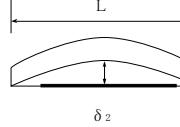
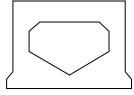
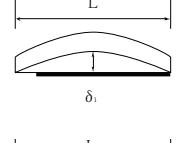
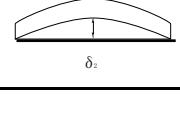
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅w 高さh 延長L ケーブル取付高H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所／1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。 1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工		厚さt (溶融式のみ) 幅w	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)		高さh	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		3-2-3-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧II-82「表-II.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500m²とする。		3-2-3-11	

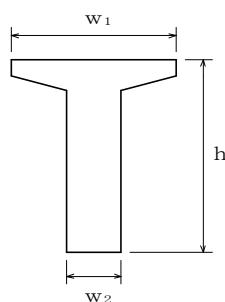
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	桁長 L (m) 断面の外形寸法 橋桁のそり δ_1 横方向の曲がり δ_2	$\pm L/1000$ ± 5 ± 8 ± 10	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	3-2-3-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m) 断面の外形寸法 橋桁のそり δ_1 横方向の曲がり δ_2	$\pm 10 \cdots L \leq 10m$ $\pm L/1000 \cdots L > 10m$ ± 5 ± 8 ± 10	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	3-2-3-12

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅(上) w_1	$+10$ -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ : 支間長 (m)		3-2-3-13 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m²以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
幅(下) w_2	± 5									
高さ h	$+10$ -5									
桁長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内									
横方向最大タワミ	0.8 ℓ									
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-14
断面の外形寸法 (mm)	—									
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ : 支間長 (m)		3-2-3-14
横方向最大タワミ	0.8 ℓ									

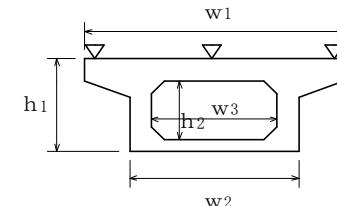
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		P C ホロースラブ製作工	基準高▽ 幅 w_1, w_2 厚さ t 桁長 ℓ	±20 $-5 \sim +30$ $-10 \sim +20$ $\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		3-2-3-15 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m²以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する

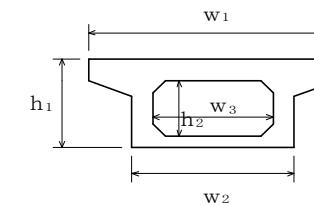
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	P C箱桁製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
幅（上）w ₁	-5～+30									
幅（下）w ₂	-5～+30									
内空幅w ₃	±5									
高さh ₁	+10 -5									
内空高さh ₂	+10 -5									
桁長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内									

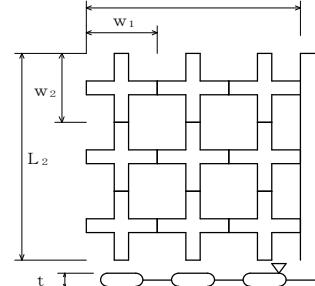
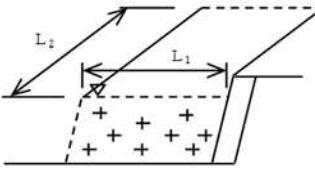
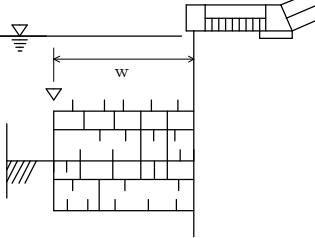
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	P C押出し箱桁製作工	幅(上) w_1	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、 第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		3-2-3-16 注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m ² 以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
幅(下) w_2	$-5 \sim +30$									
内空幅 w_3	± 5									
高さ h_1	$+10$ -5									
内空高さ h_2	$+10$ -5									
桁長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内									

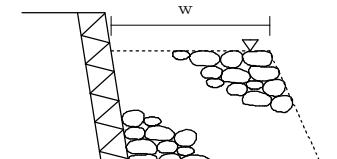
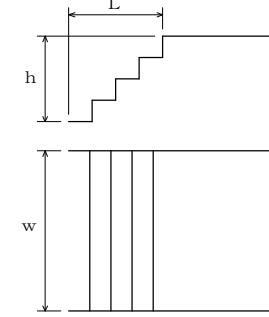
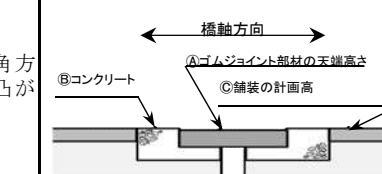
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
							厚さ t	-20		
							幅W ₁ , W ₂	-20		
							延長L ₁ , L ₂	-200	1施工箇所毎	
						乱積	基準高▽	±t/2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
							延長L ₁ , L ₂	-t/2	1施工箇所毎	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高▽	±150	1組毎		3-2-3-18
						幅w	±300			
						延長L	-200			

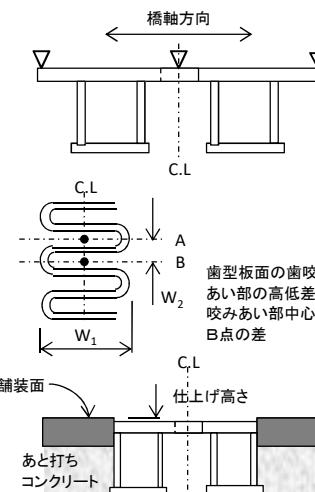
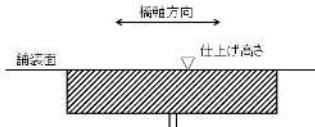
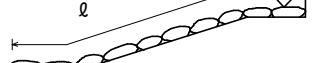
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
						幅w	-100			
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅w	-30	1回／1施工箇所		3-2-3-22
						高さh	-30			
						長さL	-30			
						段数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	 据付け高：「A」と「Aの設計値」との差分 仕上げ高：後打ちコンが有る場合「A」と「B」の差分、 後打ちコンが無い場合「A」と「C」の差分	3-2-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2			

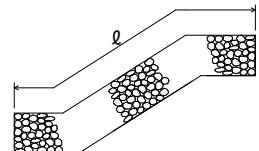
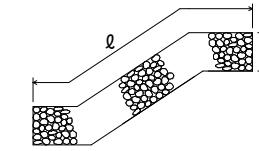
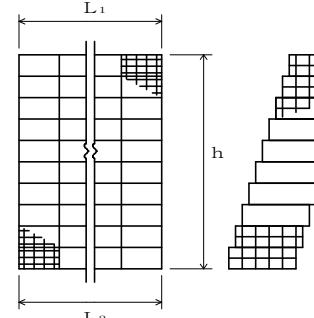
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ 据付け高さ 橋軸方向各点誤差の相対差 表面の凹凸 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔 W_1 歯咬み合い部の横方向間隔 W_2 仕上げ高さ	± 3 3 3 2 ± 2 ± 5 舗装面に対し $0 \sim -2$	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸 仕上げ高さ	3 舗装面に対し $0 \sim +3$	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽ 法長ℓ 延長L	± 500 -200 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26

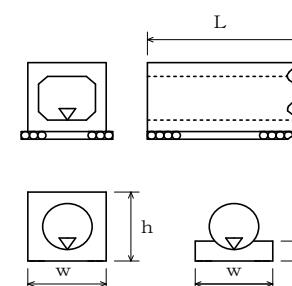
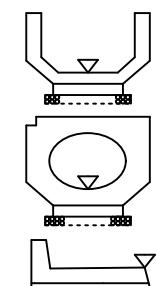
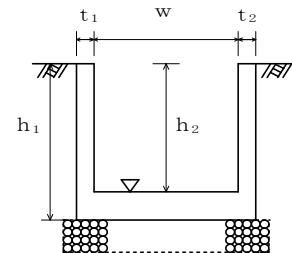
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 ℓ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
					厚さ t	-0.2 t					
					延長 L	-200					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 (じやかご)	法長 ℓ	$\ell < 3m$ $\ell \geq 3m$	-50 -100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
					厚さ t	-50					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 (ふとんかご, かご枠)	高さ h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	
					延長 L_1, L_2	-200					

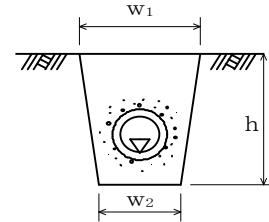
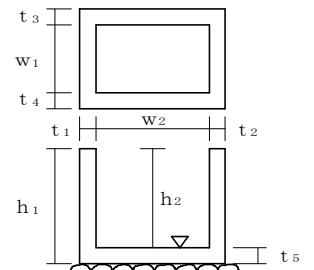
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 プレキャストカルバート工	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所, 施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28
						※幅 w	-50			
						※高さ h	-30			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所, 施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所, 施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長 L	-200			

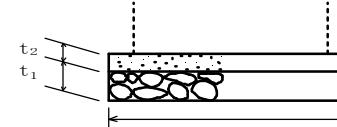
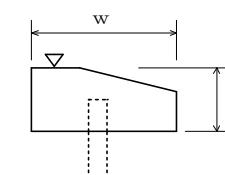
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。		3-2-3-29
					幅 w_1, w_2	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
					深さ h	-30				
					延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水溝工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-30
					※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20				
					※幅 w_1, w_2	-30				
					※高さ h_1, h_2	-30				

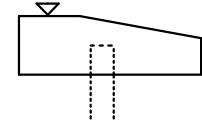
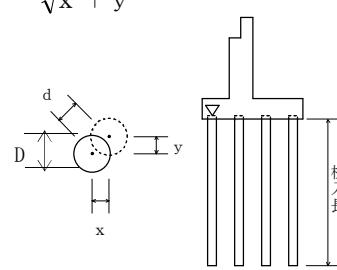
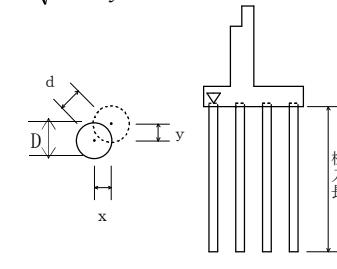
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		3-2-3-31
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1
						厚さ t_1 , t_2	-30			
						延長L	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3
						幅w	-30			
						高さh	-30			
						延長L	-200			

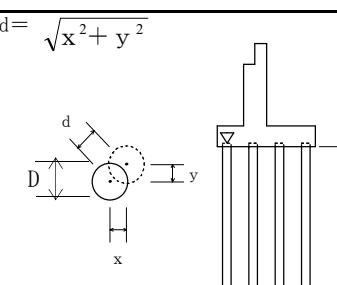
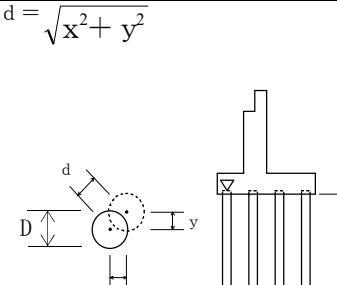
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽ 延長L	±30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		3-2-4-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽ 根入長 偏心量d 傾斜	±50 設計値以上 $D/4$ 以内かつ100以内 $1/100$ 以内	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽ 根入長 偏心量d 傾斜 杭径D	±50 設計値以上 $D/4$ 以内かつ100以内 $1/100$ 以内 設計値以上	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4

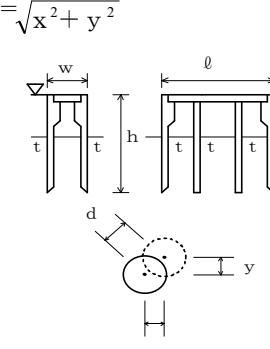
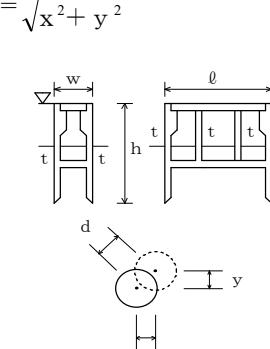
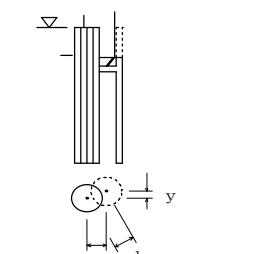
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計径（公称径） -30以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深基礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ラーフ-アーチの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径） 以上※			

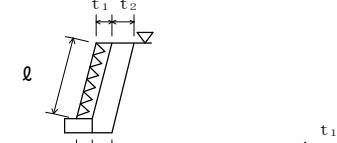
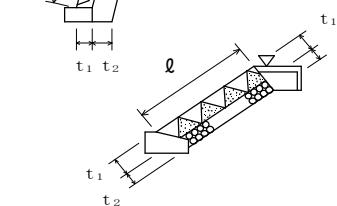
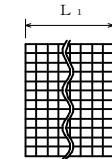
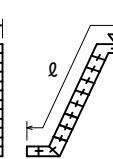
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚, 幅, 高さ, 長さ, 偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-7
					ケーソンの長さ l	-50				
					ケーソンの幅 w	-50				
					ケーソンの高さ h	-100				
					ケーソンの壁厚 t	-20				
					偏心量 d	300以内				
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚, 幅, 高さ, 長さ, 偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-8
					ケーソンの長さ l	-50				
					ケーソンの幅 w	-50				
					ケーソンの高さ h	-100				
					ケーソンの壁厚 t	-20				
					偏心量 d	300以内				
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-9
					根入長	設計値以上				
					偏心量 d	300以内				

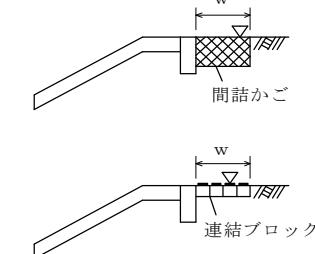
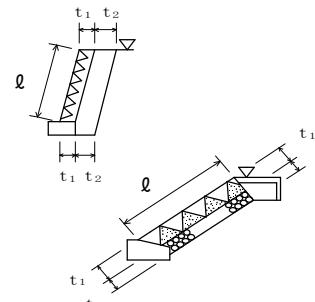
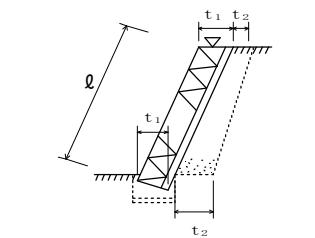
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	3-2-5-3
					法長 ℓ	$\ell < 3m$	-50			
						$\ell \geq 3m$	-100			
						厚さ(ブロック積張) t_1	-50			
						厚さ(裏込) t_2	-50			
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	3-2-5-3
					法長 ℓ	-100				
						延長 L_1, L_2	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		3-2-5-3
						幅w	-100			
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		3-2-5-4
						法長l	l < 3m			
							l ≥ 3m	-100		
						厚さ(ブロック) t1	-50			
						厚さ(裏込) t2	-50			
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		3-2-5-5
						法長l	l < 3m			
							l ≥ 3m	-100		
						厚さ(石積・張) t1	-50			
						厚さ(裏込) t2	-50			
						延長L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50		標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7		
						厚さ	-45	-45	-15	-15				
						幅	-50	-50	—	—				

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)		基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
							幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7		

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアー ¹ を採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
							幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
							幅	-25	-25	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7		

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを行う。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平坦性	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7	
							3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	—						

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。			
						厚さ	-45	-45	-15	-15				
						幅	-50	-50	—	—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。			
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15				

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
							幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8	
						幅	-50	-50	—	—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	3-2-6-8
							幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-8	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X1) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8		
							幅	-25	-25	—	—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	3 土 木 工 事 共 通 編	6 一 般 舗 装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² 毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。			
						幅	-25	-25	—	—				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下						

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							

工事規模の考え方
中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。
小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編 土木工事共通編	章 2 一般施工	節 6 一般舗装工	条 9	枝番 1	工種 排水性舗装工 (下層路盤工)	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3							基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)		基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9		
							幅	-50	-50	—	—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9		

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X1) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工		厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9		
							幅	-50	-50	—	—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m²に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-9	
						幅	-50	-50	—	—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-9	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4			
							幅	-25	-25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全側とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² 毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。			
						幅	-25	-25	—	—				
						平坦性	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平坦性	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			
							3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)		基準高▽	±50		—	<p>基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	3-2-6-10		
							厚さ	$t < 15\text{cm}$	-30	-10				
								$t \geq 15\text{cm}$	-45	-15				
							幅	-100		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)		基準高▽	$t < 15\text{cm}$	+90 -70	+50 -10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m^2 (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	3-2-6-10		
								$t \geq 15\text{cm}$	±90	+50 -15				
							厚さあるいは標高較差	$t < 15\text{cm}$	+90 -70	+50 -10				
								$t \geq 15\text{cm}$	±90	+50 -15				

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	
							個々の測定値 (X)		測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	3	透水性舗装工 (表層工)		厚さ	-9		-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
							幅	-25		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20		-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	-7	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m²に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-11		
							幅	-50	-50	—	—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-11		

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト 舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	-4	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m²に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-11		
							幅	-25	-25	—	—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-11		

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平 均							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	5	グースアスファルト 舗装工 (表層工)		厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000m ² 毎に1個の割でコアー ¹ を採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11		
							幅	-25	-25	—	—					
							平坦性	—	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	6	グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11		
							平坦性	—	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要							
							個々の測定値 (X)											
							中規模 以上	小規模 以下										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。							
						厚さ	-45		-15									
							幅		-50									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。							
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15							

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	
							幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12		

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	
							幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12		

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)		厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアー ¹ を採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	
							幅	-25		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。	3-2-6-12		

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)		厚さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に關し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12		
							幅	-25	—					
							平坦性	—	コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下人力舗設の場合(σ)3mm以下					
							目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12		
							平坦性	—	コンクリートの硬化後 3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下					
							目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工		基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
							厚さ	—45	—15					
							幅	—50	—					

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)		基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
							幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 裝 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12		

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント(石灰・瀝 青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未 満。	3-2-6-12		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアー を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値(X10)について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-12		
						幅	-25		—					

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12		

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12			
						幅	-35	—						
						平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下。						
						目地段差	± 2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12		
							平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下					
							目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)		基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	
							厚さ	—45	—15					
							幅	—50	—					

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13		
						幅	-50		—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13		
						幅	-50		—					

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアー ¹ を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	
							幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 裝 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアー ¹ を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	
							幅	-25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14			
						厚さ	-45		-15					
						幅	-50		—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14			
						幅	-50		—					

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工		厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアー ¹ を採取もしくは掘り起こして測定。 幅	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値(X10)について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	
							幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)		厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアー ¹ を採取して測定。 幅	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値(X10)について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	
							幅	-50		—				

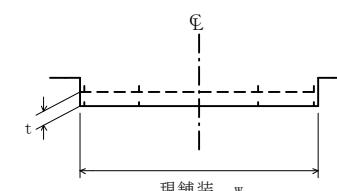
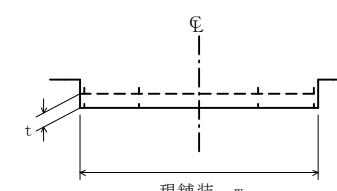
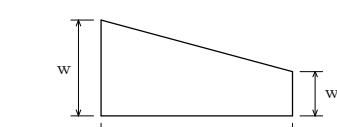
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	

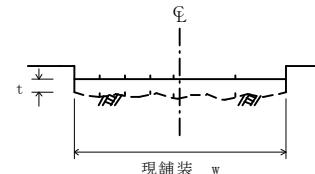
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		3-2-6-15
						幅 w	-25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理とし て緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所／施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	-25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		3-2-6-16
						延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				
						舗設工	幅 w	-25			
						延長 L	-100				
							厚さ t	該当工種			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-17			
						幅 w	-25							
						延長 L	-100							
						平坦性	-	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17			
						平坦性	-	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t 、天端幅 w 、天端延長 L を確認（実測は不要）。		3-2-7-2
					施工厚さ t	-50				
					幅 w	-100				
					延長 L	-200				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
					置換厚さ t	-50				
					幅 w	-100				
					延長 L	-200				

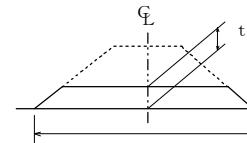
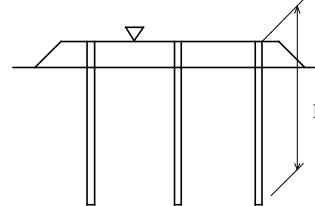
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4
						法長l	-500			
						天端幅w	-300	w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長L	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4
						法長l	-500			
						天端幅w	-300	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		
						天端延長L	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚さt	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅w	-100			
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7	8	バーチカルドレン工 (サンドドレン工) (ペーパードレン工) (袋詰式サンドドレン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレンの杭径は対象外とする。	 	3-2-7-7 3-2-7-8
					締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	杭径D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
						サンドドレン、 袋詰式サンドドレン、 サンドコンパクション パイルの砂投入量	—			
								全本数 計器管理にかえることができる。		
										※余長は、適用除外

出来形管理基準及び規格値												
単位 : mm												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射搅拌工) (高圧噴射搅拌工) (スラリー搅拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9		
						位置・間隔w	D/4以内					
						杭径D	設計値以上					
						深度L	設計値以上	全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良端天端深度				
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー搅拌工) 「「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編 固結工(スラリー搅拌工)編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9		
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)				
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の搅拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)				
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)				

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-9
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅w	設計値以上			
						延長L	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						根入長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカーアーク)	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
						配置誤差d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						延長L ₁ L ₂	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						天端幅w	-100			
						法長l	-100			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	9	地中連続壁工 (壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			3-2-10-9
					連壁の長さl	-50				
					変位	300				
					壁体長L	-200				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	10	地中連続壁工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			3-2-10-9 D : 杣径
					連壁の長さl	-50				
					変位d	D/4以内				
					壁体長L	-200				

出来形管理基準及び規格値

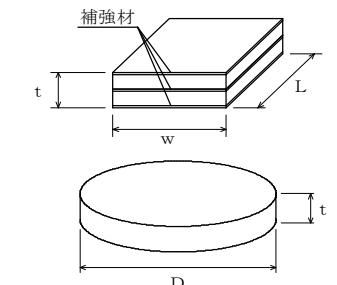
単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 アンカーアーチンバー用ボルト(ヘト)放し ポス※5	孔の直径差 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ 中心距離 $\leq 1000\text{mm}$ $> 1000\text{mm}$ ドリル加工孔 $\leq 100\text{mm}$ $> 100\text{mm}$ 孔の中心距離※1 ポスの直径 ポスの高さ ポスの直径 ポスの高さ 上杏の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	+2 -0 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ $\leq 1000\text{mm}$ 1以下 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ $> 1000\text{mm}$ 1.5以下 +3 -1 +4 -2 JIS B 0403-1995 CT13 +0 -1 +1 -0 +0 -1 +1 -1 JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1)ガス切断寸法を準用する		3-2-12-1

(次頁に続く)

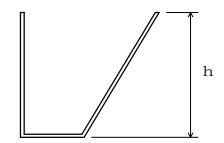
出来形管理基準及び規格値

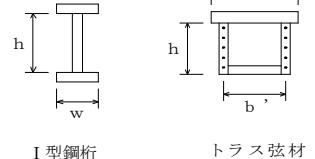
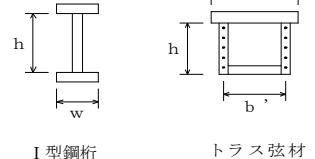
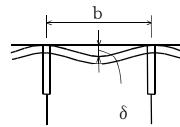
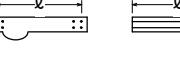
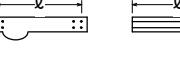
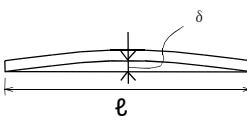
単位 : mm

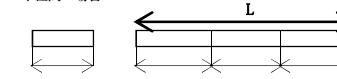
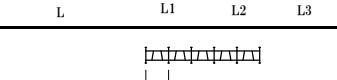
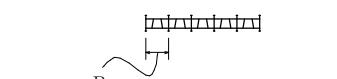
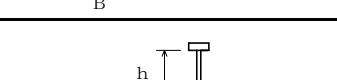
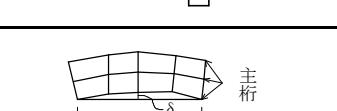
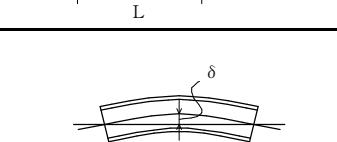
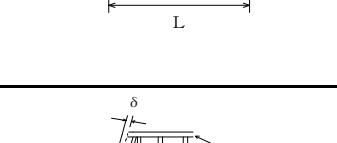
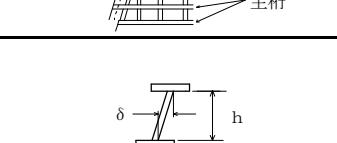
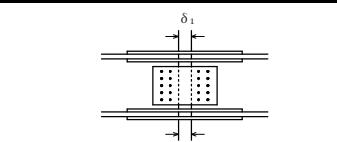
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
						※ 全 移 動 量 ℓ	$\ell \leq 300\text{mm}$ $\ell > 300\text{mm}$	± 2 $\pm \ell / 100$			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	2	鋳造費 (大型ゴム支承工)	組立高さH	上, 下面加工仕上げ 構 造 用 コ ン ク リ ト H $\leq 300\text{mm}$ H $> 300\text{mm}$	± 3 ± 3 $(H / 200 + 3)$ 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2) 、※3) 鋳放し肉厚寸法 ※2) 削り加工寸法 ガス切断寸法	JIS B 0403-1995 CT14 JIS B 0403-1995 CT15 JIS B 0405-1991 粗級 JIS B 0417-1979 B級			
						幅w 長さL 直径D	w, L, D ≤ 500 500 $<$ w, L, D $\leq 1500\text{mm}$ 1500 $<$ w, L, D	0 ~ +5 0 ~ +1%	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。	3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所で測定。	 A diagram showing a trapezoidal shape representing a blade profile. The vertical height is labeled 'h'. The top horizontal side has a diagonal line segment connecting its endpoints, indicating it is slanted.	3-2-12-1

出来形管理基準及び規格値											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	1	(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度	フランジ幅w (m) 腹板高h (m) 腹板間隔b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	I型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3
						板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	 	3-2-12-3
							箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$		3-2-12-3	
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。	 	3-2-12-3	
						部材長 l (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$		3-2-12-3	
							トラス、アーチなど	$\pm 2 \cdots l \leq 10$ $\pm 3 \cdots l > 10$		3-2-12-3	
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$l/1000$	—	主要部材全数を測定。 l : 部材長 (mm)		3-2-12-3
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。											

出来形管理基準及び規格値												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工共通	3 1	(シミュレーション仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。		単径間の場合 	多径間の場合 	3-2-12-3
						主桁, 主構の中 心間距離 B (m)	±4… B≤2 ±(3+B/2)… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3	
						主構の組立高さ h (m)	±5… h≤5 ±(2.5+h/2)… h>5	—	両端部及び中心部 を測定。		3-2-12-3	
						主桁, 主構の通 り δ (mm)	5+L/5… L≤100 25… L>100	最も外側の主桁又は主構について支点 及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)			3-2-12-3	
						主桁, 主構のそ り δ (mm)	-5～+5… L≤20 -5～+10… 20<L≤40 -5～+15… 40<L≤80 -5～+25… 80<L≤200	各主桁について10 ~12 m 間隔を測 定。 L: 主桁の 支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L: 主構の支間長 (m)		3-2-12-3	
						主桁, 主構の橋 端における出入 差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測 定。			3-2-12-3	
						主桁, 主構の鉛 直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を 測定。 h : 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h : 主構の高さ (mm)		3-2-12-3	
						現場継手部のす き間 δ 1, δ 2 (mm)	±5	主桁, 主構の全継手数の1/2を測定。 δ 1, δ 2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、す き間の許容範囲の下限値を0mmとす る。（例：設計値が3mmの場合、す き間の許容範囲は0mm～8mm）			3-2-12-3	
※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁, 主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。												

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要											
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部材精度	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	<p>I型鋼桁</p>	3-2-12-3										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">板の平面度 δ (mm)</td> <td style="width: 30%;">鋼桁等の部材の腹板</td> <td style="width: 60%;">h / 250</td> </tr> <tr> <td style="border-top: none;"></td> <td style="border-top: none;">箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート</td> <td style="border-top: none;">b / 150</td> </tr> <tr> <td style="border-top: none;"></td> <td style="border-top: none;">フランジの直角度 δ (mm)</td> <td style="border-top: none;">w / 200</td> </tr> <tr> <td style="border-top: none;"></td> <td style="border-top: none;">部材長 ℓ (m)</td> <td style="border-top: none;">鋼桁</td> </tr> </table>										板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板	h / 250		箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150		フランジの直角度 δ (mm)	w / 200		部材長 ℓ (m)	鋼桁
板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板	h / 250																			
	箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150																			
	フランジの直角度 δ (mm)	w / 200																			
	部材長 ℓ (m)	鋼桁																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">板の平面度 δ (mm)</td> <td style="width: 30%;">鋼桁等の部材の腹板</td> <td style="width: 60%;">h / 250</td> </tr> <tr> <td style="border-top: none;"></td> <td style="border-top: none;">箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート</td> <td style="border-top: none;">b / 150</td> </tr> <tr> <td style="border-top: none;"></td> <td style="border-top: none;">フランジの直角度 δ (mm)</td> <td style="border-top: none;">w / 200</td> </tr> <tr> <td style="border-top: none;"></td> <td style="border-top: none;">部材長 ℓ (m)</td> <td style="border-top: none;">鋼桁</td> </tr> </table>										板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板	h / 250		箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150		フランジの直角度 δ (mm)	w / 200		部材長 ℓ (m)	鋼桁
板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板	h / 250																			
	箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150																			
	フランジの直角度 δ (mm)	w / 200																			
	部材長 ℓ (m)	鋼桁																			
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ」、「フランジの直角度 δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>																					

出来形管理基準及び規格値

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3
						堤長L	±30			
						堤長e	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

(次頁に続く)

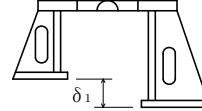
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3				 	 	

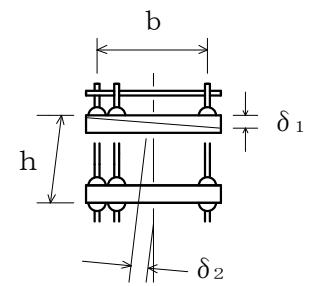
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。 両端部及び中央部付近を測定。	  (実測値) δ_2 	3-2-12-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-6

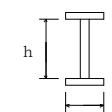
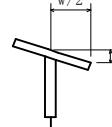
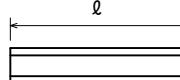
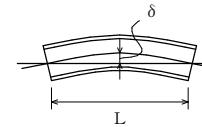
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時 上面水平度 δ_1 (mm) 鉛直度 δ_2 (mm) 高さ h (mm)	$b / 500$ $h / 500$ ± 5	軸心上全数測定。		3-2-12-8

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-9
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
							部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
							仮組立時 主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9

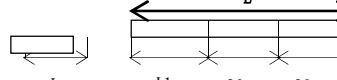
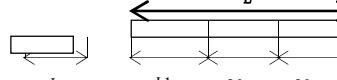
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材 部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッヂペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m ² とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		3-2-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（鋼橋） (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長L (m) 支間長Ln (m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。	単径間の場合  多径間の場合 	3-2-13
※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。										

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工 (コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押出し架設)	全長・支間 桁の中心間距離 そり	— — —	各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		3-2-13	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ 盛 土 法 長 ℓ	$\ell < 5m$ $\ell \geq 5m$ $\ell < 5m$ $\ell \geq 5m$ 延長 L	-200 法長の-4% -100 法長の-2% -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2

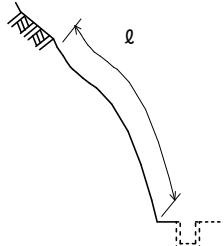
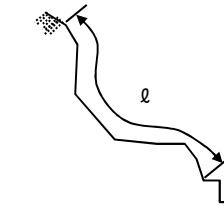
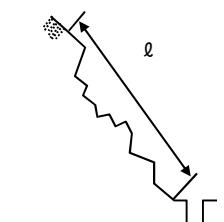
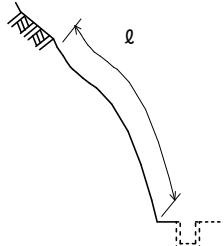
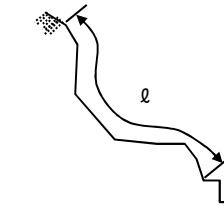
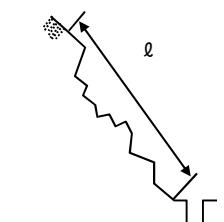
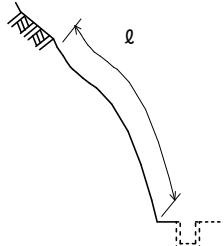
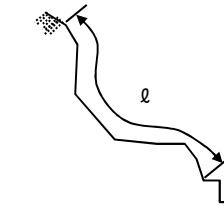
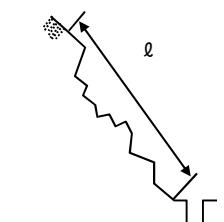
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	$\ell < 5m$ $\ell \geq 5m$	-200 法長の-4%	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2

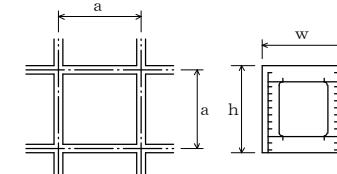
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">法長 ℓ</td> <td style="width: 45%;">$\ell < 3m$</td> <td style="width: 45%;">-50</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: top;"> 施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 </td> </tr> <tr> <td>$\ell \geq 3m$</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">厚さ t</td> <td style="width: 45%;">$t < 5cm$</td> <td style="width: 45%;">-10</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: top;"> 200m²につき1ヶ所以上、200m²以下は2ヶ所をせん孔により測定。 </td> </tr> <tr> <td>$t \geq 5cm$</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">t ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">延長 L</td> <td style="text-align: center;">-200</td> <td style="text-align: center;">1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</td> <td>    </td> </tr> </table>	法長 ℓ	$\ell < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	$\ell \geq 3m$	-100	厚さ t	$t < 5cm$	-10	200m ² につき1ヶ所以上、200m ² 以下は2ヶ所をせん孔により測定。	$t \geq 5cm$	-20		t ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	  	3-2-14-3
法長 ℓ	$\ell < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																									
	$\ell \geq 3m$	-100																										
厚さ t	$t < 5cm$	-10	200m ² につき1ヶ所以上、200m ² 以下は2ヶ所をせん孔により測定。																									
	$t \geq 5cm$	-20																										
	t ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上																											
	延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	  																								

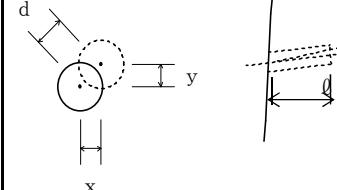
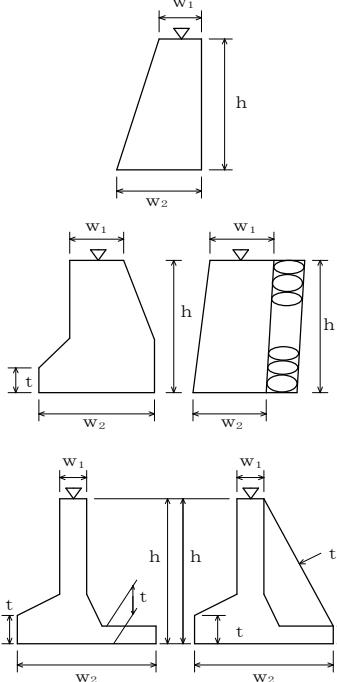
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10m$ $\ell \geq 10m$	-100 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	幅w 高さh 柱中心間隔a 延長L	-30 -30 ± 100 -200	柱延長100mにつき1ヶ所、柱延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。 1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4

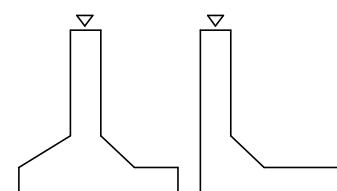
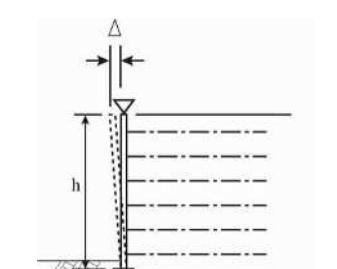
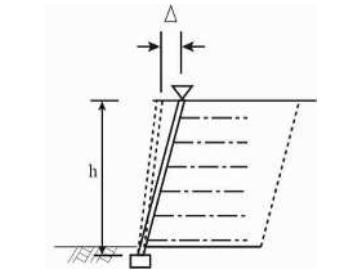
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカーワーク	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する	
					配置誤差 d	100					
					せん孔方向 θ	± 2.5 度					
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	± 50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-15-1	
					厚さ t	-20					
					裏込厚さ	-50					
					幅 w_1, w_2	-30					
				高さ h	$h < 3m$	-50					
					$h \geq 3m$	-100					
					延長 L	-200					

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2	プレキャスト擁壁工		基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-15-2
						延長L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)		基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-15-3
						高さh h < 3m h ≥ 3m	-50			
							-100			
						鉛直度△	±0.03 hかつ±300以内			
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上			
						延長L	-200	<p>1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-15-3

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4		
						法長 ℓ	ℓ < 3 m					
						ℓ ≥ 3 m	-100					
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃	-50					
						延長 L ₁ , L ₂	-200					
								1施工箇所毎				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps 500ps 1000ps 250ps 420ps 600ps 1350ps	-800~-+200 -1000~-+200 -1200~-+200 -800~-+200 -1000~-+200 -1200~-+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
幅	-200											
延長	-200											

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3		
幅	-200											
延長	-200											
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。		3-2-16-3	
標高較差	0以下											

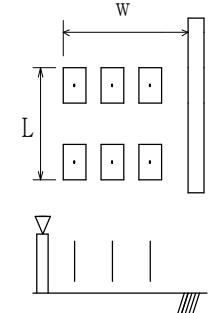
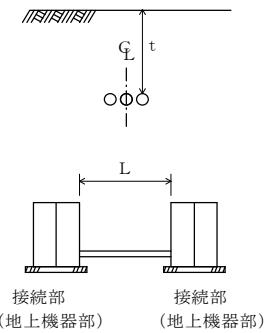
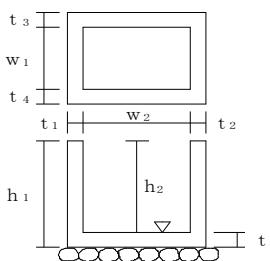
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2	床版工		基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10m^2 に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-2-18-2		
						幅w	0～+30					
						厚さ t	-10～+20					
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。				
						鉄筋の有効高さ	±10					
						鉄筋間隔	±20	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。				
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10					
6 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4	護岸付属物工		幅w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		6-1-7-4		
						高さ h	-30					

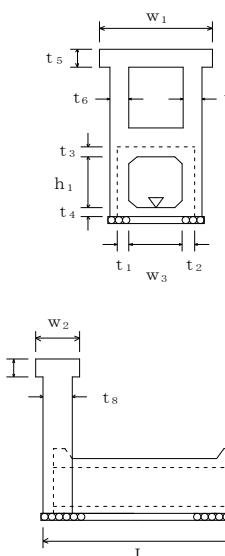
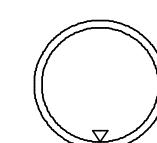
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	1 築堤 ・ 護岸	10 水 制 工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎		6-1-10-8
						幅w	±300			
						方向	±7°			
						延長L	-200			
6 河 川 編	1 築堤 ・ 護岸	13 光 ケ ー ブル 配 管 工	3		配管工	埋設深 t	0～+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		6-1-13-3
						延長L	-200			
6 河 川 編	1 築堤 ・ 護岸	13 光 ケ ー ブル 配 管 工	4		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さt ₁ ～t ₅	-20			
						※幅w ₁ , w ₂	-30			
						※高さh ₁ , h ₂	-30			

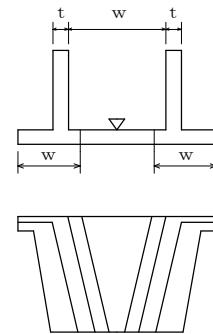
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。		6-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	-200			
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (P C 管) (コルゲートパイプ) (ダクトタイル鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-3-5-6
						延長 L	-200	1施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川 編	3 樋門 ・ 樋管	5 樋門 ・ 樋管 本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
					厚さ t	-20				
					幅 w	-30				
					高さ h	±30				
					延長 L	-50				
6 河川 編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
					厚さ t	-20				
					幅 w	-30				
					高さ h	±30				
					延長 L	-50				
6 河川 編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
					厚さ t	-20				
					幅 w	-30				
					高さ h	±30				
					延長 L	-50				

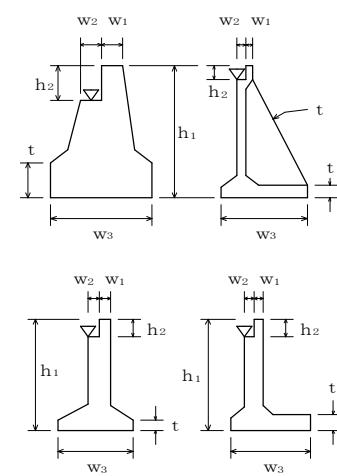
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	5 堰	7 固定 堰 本 体 工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工 継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で 測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
					厚さ t	-20				
					幅 w	-30				
					高さ h	±30				
					堰長 L	L < 20m				
						L ≥ 20m	-100			
6 河 川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は 50m）につき1ヶ所、40m（又は50 m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		6-5-8-3
					厚さ t ₁ , t ₂	-20				
					幅 w	-30				
					高さ h ₁ , h ₂	-30				
					延長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	5 堰	9 管 理 橋 下 部 工	2		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2
					厚さ t	-20				
					天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10				
					天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10				
					敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50				
					高さ h ₁	-50				
					胸壁の高さ h ₂	-30				
					天端長 l ₁	-50				
					敷長 l ₂	-50				
					胸壁間距離 l	±30				
					支点長及び 中心線の変化	±50				

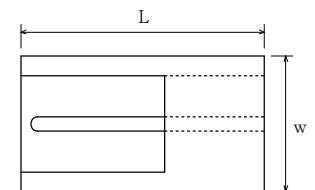
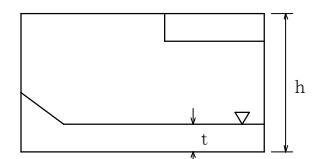
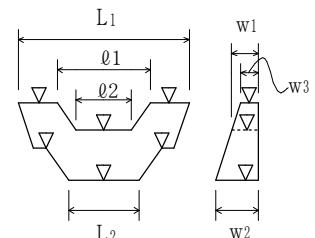
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	6 排水 機場	4 機 場 本 体 工	6		本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	±30			
						延長 L	-50			
6 河 川 編	6 排水 機場	4 機 場 本 体 工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

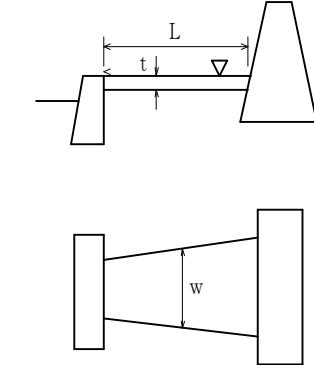
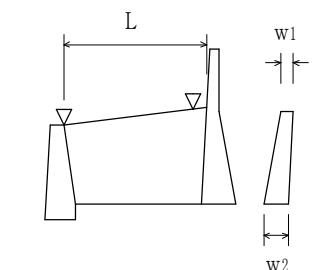
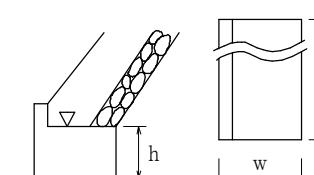
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河 川 編	6 排水 機 場	5 沈 砂 池 工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7
					厚さ t	-20				
					幅 w	-30				
					高さ h	±30				
					延長 L	-50				
6 河 川 編	7 床 止め ・ 床 固 め	4 床 止め 工	6		本体工 (床止め本体工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6
					天端幅 w1, w3	-30				
					堤幅 w2	-30				
					堤長 L1, L2	-100				
					水通し幅 l1, l2	±50				

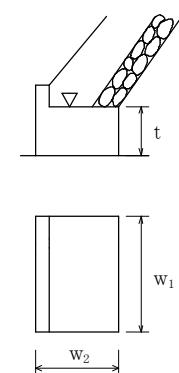
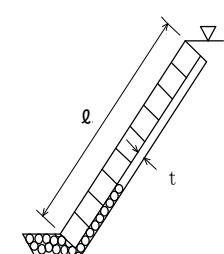
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天端幅 w1	-30			
						堤幅 w2	-30			
						長さ L	-100			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			

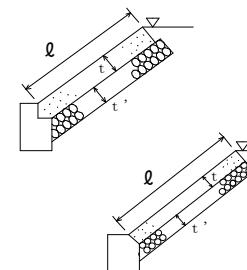
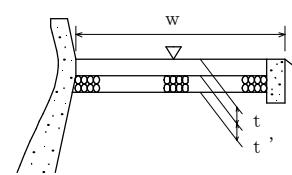
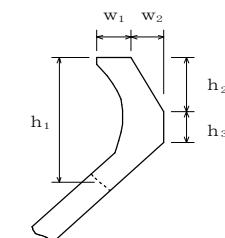
出来形管理基準及び規格値

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	5 護 岸 基 礎 工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-6
					ブロック厚 t	-20				
					ブロック縦幅 w ₁	-20				
					ブロック横幅 w ₂	-20				
					延長 L	-200				
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	6 護 岸 工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		7-1-6-4
					法長 l	l < 5m				
						l ≥ 5m	l × (-2%)			
					厚さ t	-50				
					延長 L	-200				

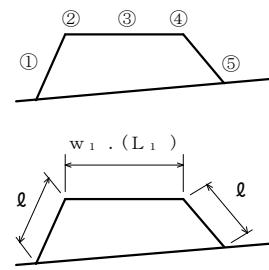
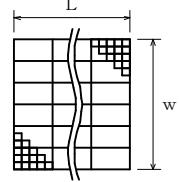
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	6 護 岸 工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5
						法長l	$\ell < 3m$			
							$\ell \geq 3m$			
						厚さt	$t < 100$			
							$t \geq 100$			
						裏込材厚t'	-50			
						延長L	-200			
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	8 天 端 被 覆 工	2		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-8-2
						幅w	-50			
						厚さt	-10			
						基礎厚t'	-45			
						延長L	-200			
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	9 波 返 工	3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3
						幅w ₁ , w ₂	-30			
						高さ h < 3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-50			
						高さ h ≥ 3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-100			
						延長L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工 岬	4 突堤 基礎工	4	捨石工		本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-4-4		
						表面均し	±100					
						基 準 高 ▽	荒 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				
								±500				
						被 覆 均 し	異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300				
								±500				
						法長l	−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。				
						天端幅w ₁	−100					
						天端延長L ₁	−200					
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工 岬	4 突堤 基礎工	5	吸出し防止工		幅w	−300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-4-5		
						延長L	−500					

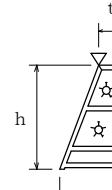
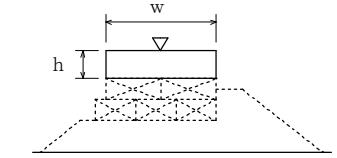
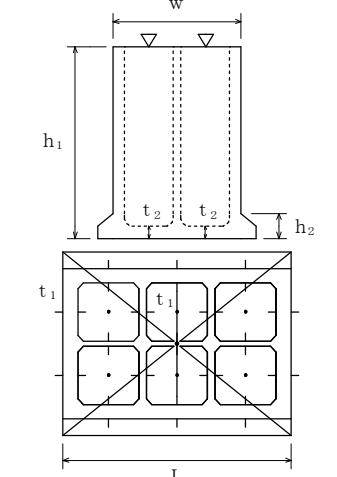
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工 岬	5 突堤 本体工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±500 ±300	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	7-2-5-2	
						法長ℓ	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						天端幅w1	-100				
						天端延長L1	-200				
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工 岬	5 突堤 本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格26t未満 (層積)ブロック規格26t以上 (乱積)	±300 ±500 ±ブロックの高さの1/2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5
						天端幅w	-ブロックの高さの1/2				
						天端延長L	-ブロックの高さの1/2				

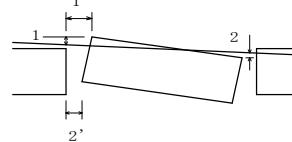
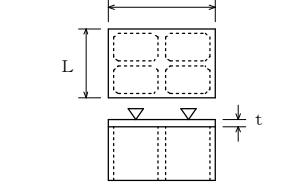
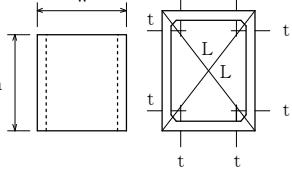
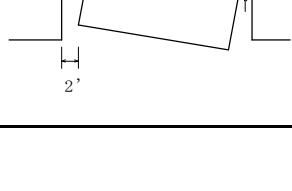
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工 岬	5 突堤 本体工	9		石碎工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所, 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9	
						厚さ t	-50				
						高さ h	h < 3m				
						h ≥ 3m	-100				
						延長 L	-200			1施工箇所毎	
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工 岬	5 突堤 本体工	10		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所, 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-10	
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工 岬	5 突堤 本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高 ▽	碎石, 砂	±100	各室中央部1ヶ所 底版完成時, 各壁1ヶ所 各層完成時に中央部及び底版と天端は両端 完成時, 四隅 各層完成時に中央部及び底版と天端は両端 底版完成時, 各室中央部1ヶ所 底版完成時, 四隅		7-2-5-11
						コンクリート	±50				
						壁厚 t ₁	±10				
						幅 w	+30, -10				
						高さ h ₁	+30, -10				
						長さ L	+30, -10				
						底版厚さ t ₂	+30, -10				
						フーチング高さ h ₂	+30, -10				

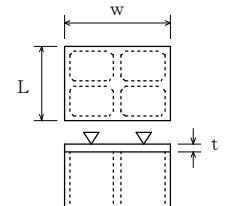
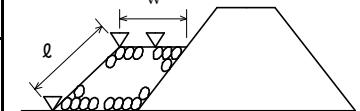
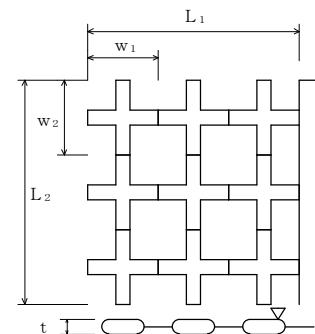
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	5 突堤 本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1, 2	ケーソン重量2000 t 未満 ±100 ケーソン重量2000 t 以上 ±150	据付完了後, 兩端2ヶ所		7-2-5-11
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	5 突堤 本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	据付目地間隔 1', 2'	ケーソン重量2000 t 未満 100以下 ケーソン重量2000 t 以上 200以下	据付完了後, 天端2ヶ所		7-2-5-11
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	5 突堤 本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)	
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	5 突堤 本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	壁厚t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・ 人工 岬	5 突堤 本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1, 2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段 毎)		7-2-5-12

出来形管理基準及び規格値

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工 岬	5 突堤 本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽	陸上 水中 厚さ t 幅 w 長さ L	±30 ±50 ±30 ±30 ±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-12
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工 岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ 異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ 法長ℓ 天端幅w 天端延長L	±500 ±300 -100 -100 -200	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-6-2
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工 岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層積 乱積 厚さ t 幅 W1 W2 延長 L1 L2	±300 ±t/2 -20 -20 -t/2 -200 -t/2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎		7-2-6-3

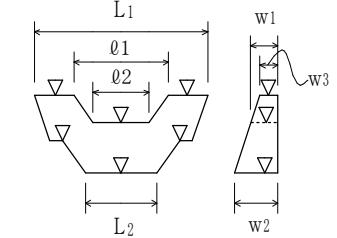
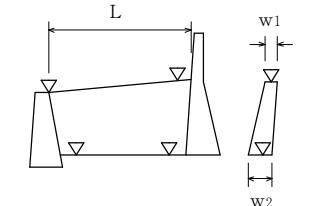
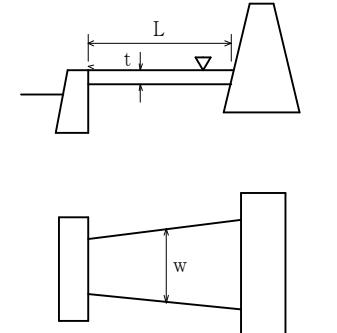
出来形管理基準及び規格値

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川 海岸 編	2 突堤 ・人工 岬	7 消波工	3	消波ブロック工		基準高▽	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	7-2-7-3
							乱積	±t/2		
							厚さ t	-20		
							幅w ₁ , w ₂	-20		
							延長 L ₁ , L ₂	-200		
7 河川 海岸 編	3 海域 堤防 (人工リーフ, 離岸堤, 潜堤)	3 海域 堤基 礎工	3	捨石工		基準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	7-3-3-3
							荒均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ		
								±500		
							被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ		
								±300		
						基準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	7-3-3-3
								±300		
							法長ℓ	-100		
							天端幅w ₁	-100		
							天端延長 L ₁	-200		
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	3 工 場 製 作 工	4	鋼製堰堤仮設材製作工		部材	部材長ℓ(m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所で測定。	8-1-3-4

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリー ト堰 堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-4
						天端部 w_1, w_3 堤幅 w_2	-30			
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	±50			
						堤長 L_1, L_2	-100			
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリー ト堰 堤工	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-6
						幅 w_1, w_2	-30			
						長さ L	-100			
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリー ト堰 堤工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-8
						幅 w	-100			
						厚さ t	-30			
						延長 L	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
					水通し部	長さ ℓ_1, ℓ_2	±100			
					袖部	幅 w_1, w_3	±50			
						下流側倒れ△	±0.02H1			
					袖部	袖高▽	±50			
						幅 w_2	±50			
						下流側倒れ△	±0.02H2			

出来形管理基準及び規格値

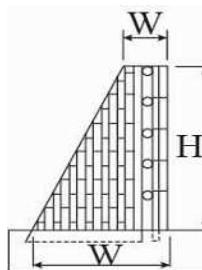
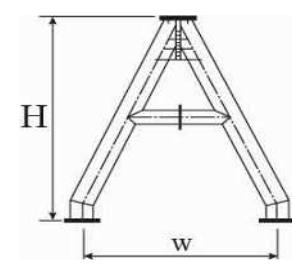
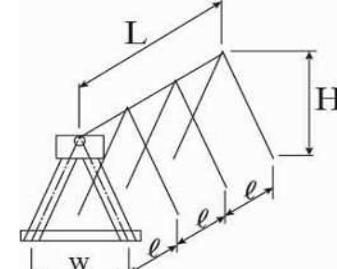
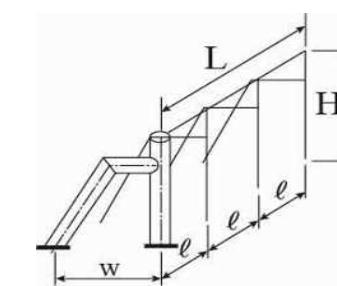
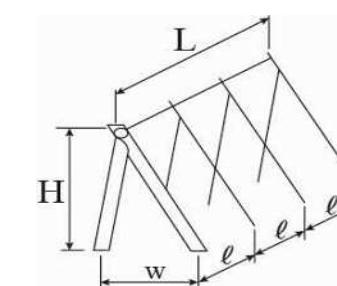
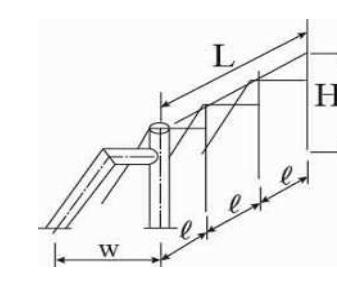
単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	± 50	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-9-5
						堤長 l	± 10			
						堤幅 W	± 30			
						堤幅 w	± 10			
						高さ H	± 10			
						高さ h	± 10			

(次頁に続く)

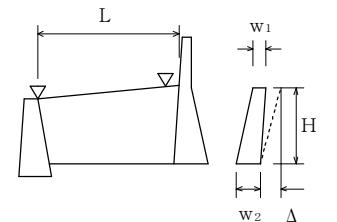
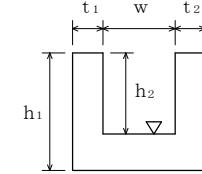
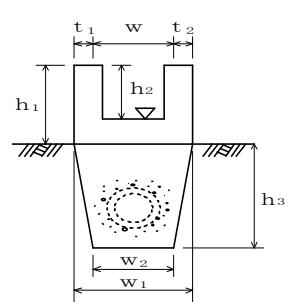
出来形管理基準及び規格値

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2				  	  	

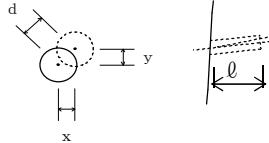
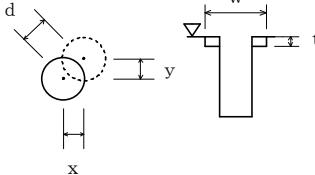
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鉄 製 堰 堤 工	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
					長さL	±100				
					幅w ₁ , w ₂	±50				
					下流側倒れ△	±0.02H				
					高さh	h < 3m	-50			
						h ≥ 3m	-100			
8 砂 防 編	2 流 路	5 床 固 め 工	8		魚道工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8
					幅w	-30				
					高さh ₁ , h ₂	-30				
					厚さt ₁ , t ₂	-20				
					延長L	-200				
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	6 山 腹 水 路 工	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4
					厚さt ₁ , t ₂	-20				
					幅w	-30				
					幅w ₁ , w ₂	-50				
					高さh ₁ , h ₂	-30				
					深さh ₃	-30				
					延長L	-200				

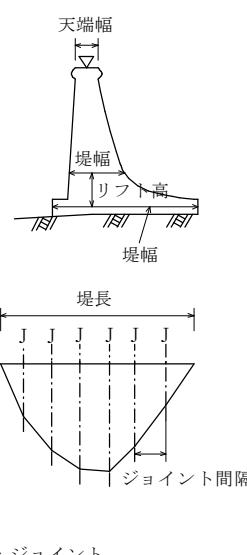
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基準高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基準高 ∇	± 50	全数測定。		8-3-9-6
						偏心量 d	$D/4$ 以内かつ 100以内			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
9 ダ ム 編	1 コ ン クリ ー ト ダ ム	4 ダ ム コ ン クリ ー ト ダ ム			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		 <p>J : ジョイント</p>	9-1-4

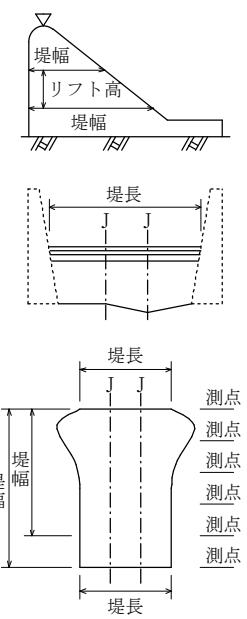
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダ ム 編	1 コ ン クリ ー ト ダ ム	4 ダ ム コ ン クリ ー ト ダ ム			コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。		9-1-4

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダ ム 編	1 コ ン クリ ー ト ダ ム	4 ダ ム コ ン クリ ー ト ダ ム			コンクリートダム工 (副ダム)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4

出来形管理基準及び規格値

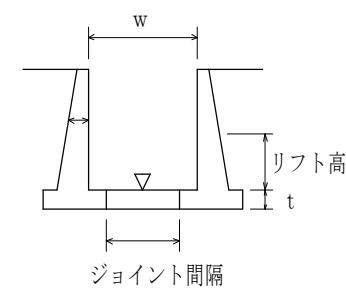
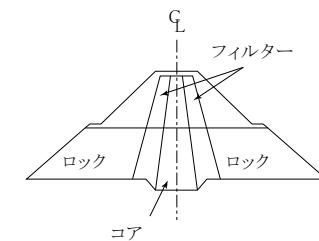
単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダ ム 編	1 コ ン クリ ー ト ダ ム	4 ダ ム コ ン クリ ー ト ダ ム			コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接觸部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	<p>J : ジョイント</p>	9-1-4

出来形管理基準及び規格値

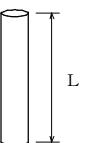
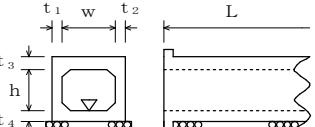
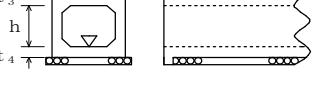
単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダ ム 編	2 フ イ ル ダ ム	4 盛 立 工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		9-2-4-5
						外側境界線	-0, +500			
9 ダ ム 編	2 フ イ ル ダ ム	4 盛 立 工	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
						外側境界線	-0, +1000			
						盛立幅	-0, +1000			
9 ダ ム 編	2 フ イ ル ダ ム	4 盛 立 工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	-0, +2000			
9 ダ ム 編	2 フ イ ル ダ ム				フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 1回／1施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			



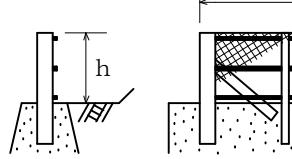
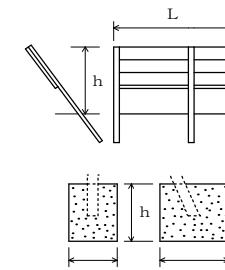
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
9 ダム 編	3 基礎 グラウ チング 工			ボーリング工		深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で 行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3				
						配置誤差	100							
10 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		10-1-3-2			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	9 カル バ ート 工	6	場所打函渠工	基準高▽	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。			10-1-9-6				
					厚さ $t_1 \sim t_4$	-20								
					幅 (内法) w	-30								
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4	落石防止網工	高さ h	± 30	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			10-1-11-4				

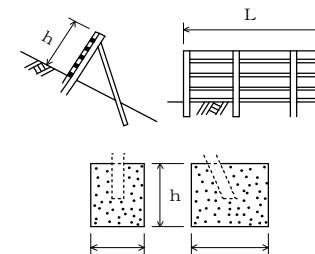
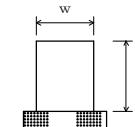
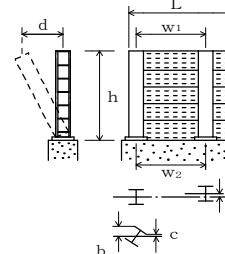
出来形管理基準及び規格値

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-5
					延長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-6
					延長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
					基礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	7	雪崩予防柵工	高さ h	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			10-1-11-7		
					延長 L	-200						
					基礎 基 礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎 1 基毎				
						高さ h	-30					
					アン カ ー 長 ℓ	打込み ℓ	-10%	全数				
						埋込み ℓ	-5%					
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁 工	4	遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			10-1-12-4		
					高さ h	-30						
					延長 L	-200	1 施工箇所毎					
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁 工	5	遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1, w_2	± 15	施工延長 5 スパンにつき 1ヶ所		10-1-12-5		
						ずれ a	10					
						ねじれ b - c	5					
						倒れ d	$h \times 0.5\%$					
					高さ h	+30, -20						
					延長 L	-200	1 施工箇所毎					

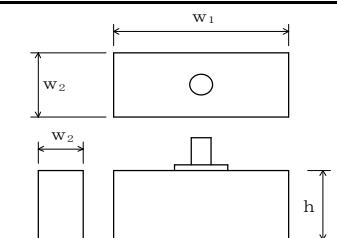
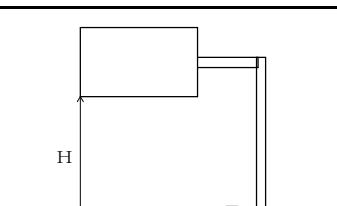
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要			
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下						
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工		歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工		基準高▽	±50		—	<p>基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	10-2-4			
						厚さ $t < 15\text{cm}$	-30		-10					
						$t \geq 15\text{cm}$	-45		-15					
						幅	-100		—					
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工		歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工		厚さ	-9		-3	<p>幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	10-2-4			
						幅	-25		—					

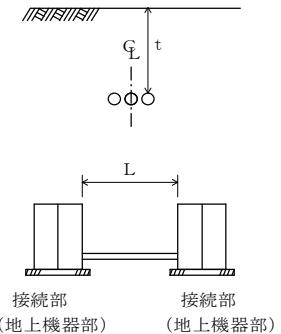
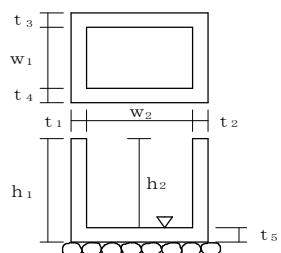
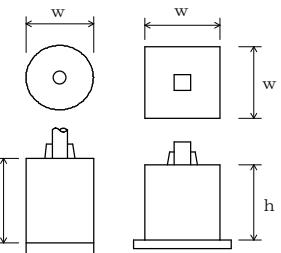
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延長L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路 編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所／1踏掛版		10-2-7-4
						各部の厚さ	±20	1ヶ所／1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1ヶ所／1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
					(アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
10 道路 編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1 , w_2	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4
						高さ h	-30			
10 道路 編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4

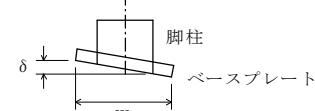
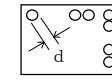
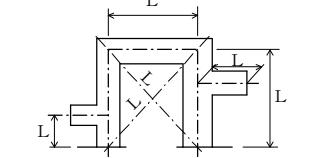
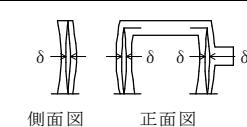
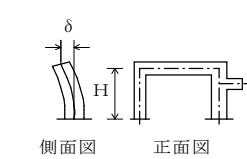
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	2 舗装	12 道路付 属施 設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所 接続部間毎で全数		10-2-12-5
						延長 L	-200			
10 道路 編	2 舗装	12 道路付 属施 設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
10 道路 編	2 舗装	12 道路付 属施 設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		10-2-12-6
						高さ h	-30			

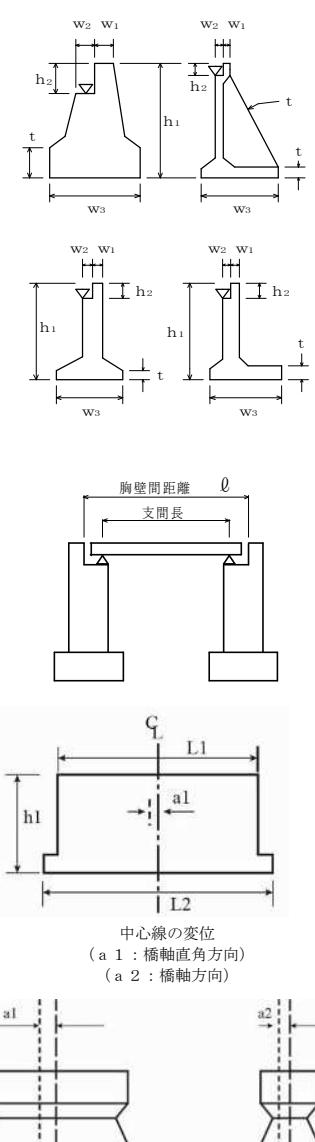
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋 梁 下部	3 工 場 製 作 工	3	鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	$w / 500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3
						ベースプレート 孔の位置	± 2	全数を測定。		10-3-3-3
						ベースプレート 孔の径 d	0~5	全数を測定。		
						柱の中心間隔, 対角長 L (m)	$\pm 5 \cdots L \leq 10m$ $\pm 10 \cdots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \cdots$ $20m < L$	両端部及び片持ぱり部を測定。		10-3-3-3
						はりのキャンバー及び柱の曲がり δ (mm)	$L / 1000$	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3
					仮組立時	柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	各柱及び片持ぱり部を測定。 H : 高さ (m)		10-3-3-3

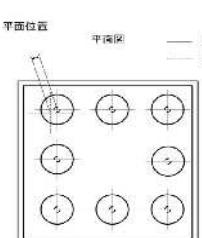
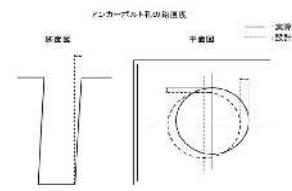
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8	橋台軸体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			10-3-6-8
					厚さ t	-20				
					天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10				
					天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10				
					敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50				
					高さ h ₁	-50				
					胸壁の高さ h ₂	-30				
					天端長 l ₁	-50				
					敷長 l ₂	-50				
					胸壁間距離 l	±30				
					支間長及び 中心線の変位	±50				
(次頁へ続く)										

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高 平面位置 アンカーボルト孔の鉛直度	+10~-20 ±20 1/50以下	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	 	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚軸体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9
(次頁へ続く)										

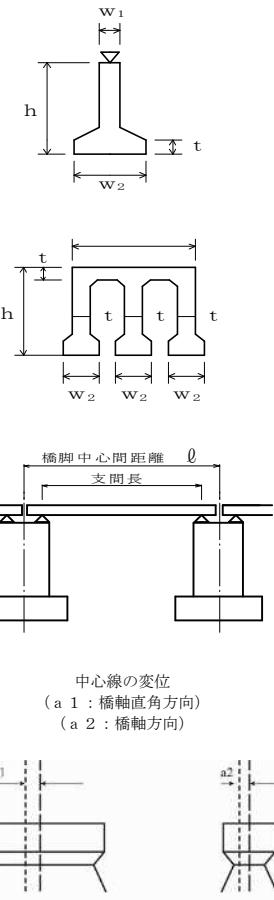
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高 平面位置 アンカーボルト孔の鉛直度	+10~-20 ±20 1/50以下	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	平面位置 平面図 実際 設計 アンカーボルト孔の鉛直度 断面図 平面図 実際 設計	

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚軸体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9

(次頁へ続く)

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高 平面位置 アンカーボルト孔の鉛直度	+10~-20 ±20 1/50以下	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		

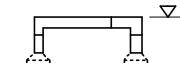
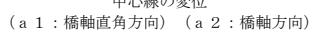
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅w (橋軸方向)	-50			
						高さh	-50			
						長さl	-50			
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅w ₁ , w ₂	-50			
						高さh	-50			
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離l	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽ 橋脚中心間距離ℓ 支間長及び 中心線の変位	±20 ±30 ±50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	   中心線の変位 (a1 : 橋軸直角方向) (a2 : 橋軸方向)	10-3-8-10
10 道路 編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11
10 道路 編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材 部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9

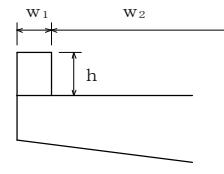
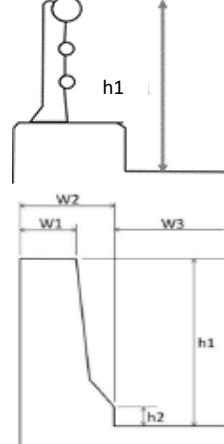
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 水平度	±5 設計移動量以上 コンクリート 橋 ±5 ±(4+ 0.5×(B -2)) 橋軸方向 橋軸直角方向 5	支承全数を測定。 B : 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の中 は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
10 道路 編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 水平度	±5 設計移動量以上 コンクリート 橋 ±5 ±(4+ 0.5×(B -2)) 橋軸方向 橋軸直角方向 5	支承全数を測定。 B : 支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌つきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の中 は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10

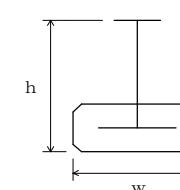
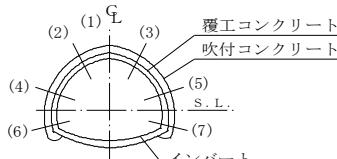
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 屬 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3		
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D : アンカーボルト径 (mm)				
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 屬 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10 ~ +20	1 径間当たり両端と中央部の 3ヶ所測定。		10-4-8-5		
						地覆の高さ h	-10 ~ +20					
						有効幅員 w_2	0 ~ +30					
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 屬 物 工	6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	-5 ~ +10	1 径間当たり両端と中央部の 3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7		
						地覆の幅 w_2	-10 ~ +20					
			7			高さ h_1	-20 ~ +30					
						高さ h_2	-10 ~ +20					
						有効幅員 w_3	0 ~ +30					

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	4 鋼橋 上部	8 橋梁付 属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高さ	±4			
10 道路 編	5 コンクリート橋 上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ : スパン長		10-5-6-2
						高さh	10 -5			
						桁長 ℓ スパン長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ ± ($\ell - 5$)かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	4 支保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好的岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	4 支保 工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面 から10cm以内			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂) 幅 w (全幅) 高さ h (内法) 厚さ t 延長 L	±50 -50 -50 設計値以上 —	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることがある。		10-6-5-3

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5
						厚さt	-30			
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	6 インバート工	4		インバート本体工	幅w（全幅）	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
						厚さt	設計値以上			
						延長L	—			
10 道路 編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		10-6-8-4
						幅w ₁ , w ₂	-30			
						高さh	h < 3m			
							h ≥ 3m	-100		
						延長L	-200			

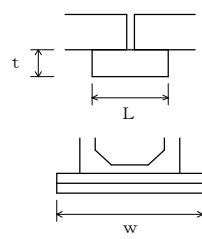
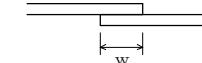
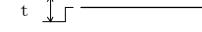
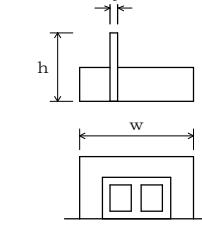
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
						幅w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚さ t	-20			
						延長L	—			
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打軸体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-2
						厚さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			

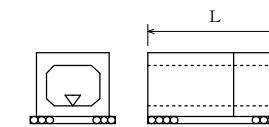
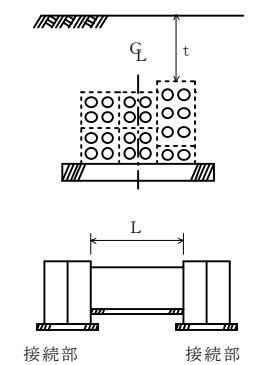
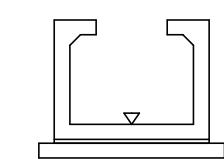
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-4
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		10-11-6-5
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			

出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	11 共同 溝	7 プレ キヤ スト構 築工	2		プレキャスト軸体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
						延長L	-200			
10 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同 溝工	2		管路工（管路部）	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-2
						延長L	-200			
10 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同 溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-3

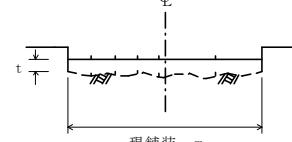
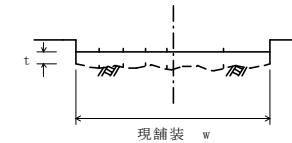
出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	12 電線 共同 溝	6 付 帶 設 備 工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2

出来形管理基準及び規格値

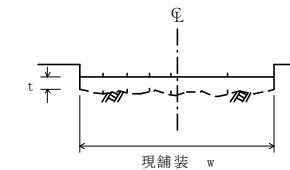
単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
							個々の測定値(X)	測定値の平均(̄X)			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	<p>厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	 <p>現舗装 w</p>	10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mフロイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)	<p>1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p>	 <p>現舗装 w</p>	10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mフロイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

出来形管理基準及び規格値

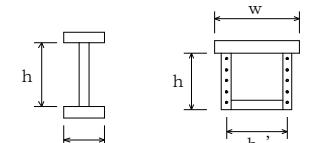
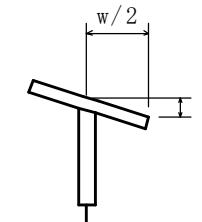
単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
							個々の測定値(X)	測定値の平均(̄X)			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			



出来形管理基準及び規格値

単位 : mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
10 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作 工	4	桁補強材製作工			フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	10-16-3-4
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。			
							フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
							圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ: 部材長 (mm)		